

令和3年度第2回  
小金井市緑地保全対策審議会  
議案

# 令和3年度 第2回 小金井市緑地保全対策審議会

日 時：令和3年12月24日（金）

午後2時00分

場 所：小金井市役所第二庁舎8階801会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 報告事項

- (1) 小金井市気候非常事態宣言の発出について（資料1）
- (2) 小金井市立公園の民間活力の導入に向けたサウンディング型市場調査の結果について（資料2）
- (3) 市立公園におけるイベントの実施について（資料3）
- (4) 第1回みどりのこども絵画コンテストについて（資料4）
- (5) 特定生産緑地の指定状況について（資料5）

### 3 議事

- (1) 令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録について（資料6）
- (2) 令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会意見対応について（資料7）
- (3) 小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）及び小金井市緑化に関する指導等基準（案）に対するパブリックコメント結果について（資料8）
- (4) 緑化保全及び緑化推進に係る規定の整備について（資料9～11）

### 4 その他

### 5 閉会

#### 【配布資料】

資料1 小金井市気候非常事態宣言

資料2 小金井市立公園の民間活力の導入に向けたサウンディング型市場調査の対話結果概要について

資料3 市立公園におけるイベントの実施について

資料4 第1回小金井市みどりのこども絵画コンテストについて

資料5 特定生産緑地の指定状況について

資料6 令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

資料7 令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会意見対応

資料8 小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）及び小金井市緑化に関する指導等基準（案）に対するパブリックコメント結果について

資料9 緑化保全及び緑化推進に係る規定の整備について

資料10 小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）

資料11 小金井市緑化に関する指導等基準（案）



## 小金井市気候非常事態宣言

～2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを目指して～

近年、世界各地で熱波や干ばつ、大規模な森林火災など、地球温暖化による異常気象が頻発しています。日本各地でも、猛暑や熱帯夜の増加、記録的な集中豪雨や強大化した台風による崖崩れや洪水など、甚大な被害が発生しており、このまま温暖化が進行すると、私たちの市民生活に多大な影響が出ることが予想されています。気候変動による気象災害は極めて深刻で身近に迫った脅威であり、私たちの生存基盤を揺るがす、まさに「気候危機」です。

この危機的状況を脱するために、2015年に国連で採択された「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標が定められました。また、2021年8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の評価報告書で「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と発表され、この危機的状況は、私たちの日々の行動が引き起こしているものであることが明確になりました。

今こそ、私たちは気候危機を自らの問題として認識し、経済社会活動やライフスタイルの変革に取り組むなど、気候危機への対策を加速させなければなりません。この非常事態を切り抜けるためには、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要です。

そして、そのような行動に自ら積極的に取り組もうとする気持ちや姿勢を、大人だけでなく幼い頃から醸成するために「環境教育」の充実にも注力していきます。

小金井市のみどり豊かな自然環境を将来世代に継承するため、市、市民、教育委員会、事業者等が協働し、温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と気候変動による災害から市民を守る「適応策」に本気で取り組み、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、ここに気候非常事態であることを宣言します。

令和4（2022）年1月1日

小 金 井 市 長

小金井市教育委員会  
教 育 長

西岡真一郎

大熊雅士

## 小金井市立公園の民間活力の導入に向けたサウンディング型市場調査の対話結果概要について

### 1 サウンディング実施の経緯

現在、市では、公園の質の向上（公園の適切な維持管理、低未利用公園の活用、にぎわいの創出、市民ボランティアとの協働の推進及び新たな市民サービスの提供など）を図るため、民間活力の導入（例：指定管理者制度、民間事業者による公園施設の設置等）の検討を進めている。

検討に際し、民間事業者からの柔軟かつ実現可能なアイデア等を踏まえた事業内容とするため、サウンディング型市場調査を実施した。

#### (参考) サウンディング型市場調査

事業実施の検討において、実施されるプロセスのひとつで、民間のノウハウを最大限に活用するため、民間事業者と意見交換し、市場ニーズの確認やアイデア収集など、民間の意向を把握する調査のことである。

### 2 サウンディング対象施設の概要

#### (1) 対象施設

212の市立公園（都市公園、児童遊園・子供広場、緑地など）

#### (2) 主な市立公園

栗山公園、梶野公園、三楽公園、浴恩館公園、上水公園、上の原公園、ぐみの木公園、小長久保公園、貫井けやき公園、はけの森緑地2、三楽の森公共緑地、滄浪泉園

### 3 サウンディングの実施スケジュール

(1)	実施要領の公表	令和3年8月6日（金）
(2)	説明会申込期間	令和3年8月6日（金）
(3)	事前質問シートの提出期間	～8月19日（木）
(4)	説明会の開催・事前質問の回答	令和3年8月25日（水）
(5)	サウンディング参加申込期間	令和3年8月6日（金） ～9月10日（金）
(6)	議題（案）の提出期限 ※「議題（案）」は、サウンディングにおいて、意見交換を行いたい内容について記載	令和3年9月10日（金）
(7)	サウンディング実施日時 of 連絡	令和3年9月17日（金）
(8)	サウンディングの実施	令和3年10月4日（月） ～10月7日（木）、10月12日（火）、13日（水）

#### 4 サウンディングの参加者

造園、不動産、建設、サービス等の事業者の参加があった。

- (1) 説明会参加者（13事業者・22名）
- (2) サウンディング参加者（15事業者・36名）

#### 5 サウンディング結果の概要

- (1) 維持管理費の低減や公園の魅力向上を考慮した「対象施設（212箇所の市立公園）の包括的な維持管理・運営」について

##### ア 事業内容（事業方式や対象施設など）

・複数の参加者から、212箇所の市立公園全てを対象とした包括的な指定管理について、前向きな意見が得られた。

一方で、複数のエリア等に分けた事業範囲を設定することが良いという意見も得られた。

・特定の公園への公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」という。）の導入についても意欲的な意見が得られた。一方で、Park-PFI の導入は難しいという意見も得られた。

##### (参考) 公募設置管理制度 (Park-PFI)

平成29年に都市公園法が改正され、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。

制度活用した場合には、設置管理許可期間の特例（10年→20年間）、建ぺい率の特例（2%→12%）、占用物件の特例（自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」として設置可能）が適用される。

##### イ 事業期間について

・複数の参加者から、民間施設の設置等に係る投資回収を伴う場合は、長期間（例：10年程度）が望ましいという意見が得られた。

##### ウ その他（維持管理費の低減に資する工夫、協働の可能性、市への要望等）

・維持管理費の低減の可能性があるという意見が得られた。

・ボランティア団体との協働の可能性は確認されたが、同時にコスト面の課題に関する意見も得られた。

・管理事務所の設置や民間施設の設置に係る使用料の免除等を要望する意見が得られた。

- (2) 主要な市立公園（梶野公園、栗山公園等）への民間施設の設置について

・複数の参加者から、地域の方々を対象とした多様な機能や収益性を高める

ような提案があった。

(3) 公園を活用した地域活性化につながるご提案

・複数の参加者から、公園周辺施設との連携や公園利用者以外にも広く活用いただけるような提案があった。

6 サウンディング結果を踏まえた今後の方針

サウンディング参加事業者からの御提案や御意見等を踏まえ、市立公園の管理運営に対する令和6年度の指定管理者制度の導入に向けて、事業範囲、事業期間及び民間施設の設置等について、引き続き、検討を進める。

## 市立公園における花の植え替え等イベントの実施について

## 1 目的

身近な公園内の花壇の手入れや花の植え替え等をイベントとして実施することで、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、みどりの担い手を確保する。

また、花壇ボランティア団体の活動も知ってもらう機会とし、より多くの人々がみどりのために活動する機会を広げる。さらに、ボランティア団体同士の交流も目的とし、他の団体の活動に触れることで、活動に対する意欲向上を図る。

## 2 イベントの概要

## (1) 日時人数等

実施公園	梶野公園 (梶野町5丁目10番)		栗山公園 (中町2丁目21番)
内容	ブルーベリーの苗木配布・花壇ボランティア活動の見学会	花壇の植え替え	花壇の植え替え
日時	令和3年11月1日(月) 午前9時30分から	令和3年11月15日(月) 午前10時30分から	令和3年12月5日(日) 午前10時から
参加状況	配布人数：100人	参加人数：9人 (うち子ども4人)	参加人数：27人 (うち子ども12人)

## (2) 花壇の植え替えの様子

## ア 梶野公園



## イ 栗山公園



### (3) 梶野公園での苗木配布について

令和3年11月1日に梶野公園まつりでの花壇の手入れ実施に合わせ、事前に市報・ホームページ等により周知した結果、500件の応募があり、厳正な抽選により、当選者100人に対して、ブルーベリーの苗木配布を行った。

## 3 イベント実施の効果

### (1) 梶野公園の花壇の植え替え

イベント参加者及び一緒に植え替えを行った花壇ボランティアからも親子参加の植え替え作業は非常に楽しかったと好評であり、イベント参加者からは花壇ボランティアとして登録したいとの申し出があった。

### (2) 栗山公園の花壇の植え替え

栗山公園は、利用者も多いことから、花壇へのいたずらも多いため、イベントに参加した子どもが自分の植えたエリアに注意を促す看板を作成した。これにより、公園や花壇に対する愛着が高まるイベントとなった。イベント参加者からは、また遊びに来て花の様子を観察したいとの声もあった。

### (3) ブルーベリーの苗木配布

苗木配布場所を、花壇ボランティアの活動が見える場所に配置するよう工夫したことで、ボランティア活動の周知及び来園したことの無い市民に対し、公園の魅力発信ができた。



## 第1回小金井市みどりのこども絵画コンテストについて

- 1 テーマ  
「小金井市のみどりのみらいへつなごう」  
市内のみどりをこれから生まれてくる子どもに引き継ぐために何ができるか、自由な発想で表現した絵を募集しました。
- 2 応募期間  
令和3年7月15日（木）から9月10日（金）まで
- 3 応募作品  
四つ切り 1人1作品（未発表のもの）
- 4 表現材料  
クレヨン、色鉛筆、水彩、油彩、版画など（デジタル作品除く）
- 5 応募対象  
市内在住の6歳～15歳
- 6 応募総数  
19点（裏面「受賞者一覧」参照）
- 7 表彰  
令和3年11月21日（日）環境フォーラムにて表彰
- 8 展示等
  - (1) 期間  
令和3年11月17日（水）～21日（日）
  - (2) 場所  
宮地楽器ホール

第1回小金井市みどりのこども絵画コンテスト受賞者一覧

No.	タイトル	学校	学年	賞
1	小金井公園のお手入れ	小金井第四小	2年	市長賞
2	笑顔満開	小金井第二中	3年	市長賞
3	カブト虫の夏	前原小	4年	教育長賞
4	みどりのくじら山	小金井第一小	1年	副市長賞
5	むさこぷらっと公園	小金井第二小	1年	環境部長賞
6	木の成長	本町小	3年	緑対審会長賞
7	上から色づくミニトマト	小金井第一小	4年	特別賞
8	皆で引き継ぐみどりの食物連鎖	都立武蔵高等学校 附属中学校	1年	特別賞
9	みんなでみどりをたいせつに！	小金井第四小	2年	コガネイチャー賞
10	人形が思ってる野川の世界	小金井第一小	3年	入選
11	しぜんを大事にする女の子	小金井第一小	4年	入選
12	くじら山	小金井第一小	1年	入選
13	野川と緑	南小	1年	入選
14	野川の夏	本町小	3年	入選
15	の川	小金井第一小	3年	入選
16	みどり	小金井第二小	2年	入選
17	ふだんの野川	前原小	6年	入選
18	みんなのきれいなみどり	東小	2年	入選
19	武蔵野公園（原っぱ）の午後	南小	5年	入選

## 特定生産緑地の指定状況について

### 1 特定生産緑地とは

本市では、平成4年10月より生産緑地の指定をしており、令和4年10月に一斉に買取り申出が可能となるため、令和4年以降も引き続き生産緑地が保全され、都市にみどりが残るよう、平成29年6月の生産緑地法の一部改正により、特定生産緑地制度が創設されました。

特定生産緑地は、土地所有者等の意向を基に市町村が指定をする制度で、指定された場合、買取り申出が可能となる期日（都市計画決定から30年経過後）が10年延長され、生産緑地としての税制特例措置が引続き受けられます。

10年後、改めて土地所有者等が特定生産緑地の指定申請をすることにより、繰り返し指定期限を10年間延長することができます。

特定生産緑地の指定は申出基準日前行います。特定生産緑地として効力が発生するのは、申出基準日以降となります。

なお、申出基準日を過ぎてからの特定生産緑地の指定はできません。

### 2 特定生産緑地に指定しない場合の生産緑地の取扱い

#### (1) 固定資産税等の負担

生産緑地として耕作の継続は可能ですが、農地として利用していても、申出基準日以降の固定資産税は宅地並み課税となります。（5年間で段階的に引上げられます。）

#### (2) 相続税納税猶予制度

現所有者の相続税の納税猶予は継続されますが、申出基準日以降に発生した相続に関しては、次世代の方は、納税猶予を受けられません。

#### (3) 行為制限

買取り申出を行い、行為制限が解除されなければ宅地等として利用できません。

### 3 特定生産緑地の指定手続きについて

本市では平成4年から平成6年にかけて生産緑地に指定した地区を、令和2年から令和4年の3年間に都市計画審議会にて意見聴取のうえ、特定生産緑地の指定を実施します。本年度意見聴取を実施するものは令和元年10月1日から令和2年9月30日までに指定申請があった生産緑地になります。

### 4 特定生産緑地への移行状況（令和3年9月30日現在）

生産緑地面積（H4～H6 指定）		52.6 ha	100.0%
特定生産緑地申請済面積		51.5 ha	97.9%
内 訳	R2年度指定済分（H31年1月からR1年9月までの申請）	28.5 ha	54.2%
	R3年度指定予定分（R1年10月からR2年9月までの申請）	18.5 ha	35.2%
	R4年度指定予定分（R2年10月からR3年9月までの申請）	4.5 ha	8.6%
特定生産緑地未申請面積		1.1 ha	2.1%

※未申請者には、制度内容を個別に説明し、買取り申出の意思を確認しています。

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が一致しません。

## 令和 3 年度第 1 回

# 小金井市緑地保全対策審議会会議録

## 令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和3年10月18日（月）
- 2 時間 午後2時00分から午後4時00分まで
- 3 場所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室
- 4 議題 (1) 委嘱状交付
- 5 報告事項 (1) 令和3年度環境教育事業の実施について  
(2) 市立公園における花の植え替えイベントの実施について  
(3) みどりのこども絵画コンテストの実施について
- 6 議事 (1) 令和3年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）  
(2) 小金井しみどりの基本計画実施計画（案）について  
(3) 緑化保全及び緑化推進に係る規定の整備について
- 7 出席者 (1) 委員  
会 長 小木 曾 裕  
副会長 小山 美香  
委 員 犀川 政稔  
委 員 上中 章雄  
委 員 鴨下 輝秋  
委 員 柏原 君枝  
委 員 笠原 謙次  
委 員 尾路 紀恵  
委 員 田村 恵子  
(2) 事務局  
環境部長 柿崎 健一  
環境政策課長 山口 晋平  
環境政策課緑と公園係長 小林 勢  
環境政策課緑と公園係主任 井上

## 令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

環境政策課長 大変遅くなりまして申し訳ございませんでした。定刻を過ぎましたので、これより令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を開会いたします。

私は小金井市環境政策課長の山口と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員の改選後、初めての審議会となりますので、会長が互選されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症予防の観点からもできる限り短時間の会議にしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、本日、御発言をいただく際には、お席の前に、マイクがございますので、下のほうにあるボタンをオンをしていただいた上で御発言ください。御発言が終わった後は切ってくださいよう、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、事務局より本日の会の成立について報告いたします。

緑と公園係長 事務局の小林と申します。

本日の出席状況につきまして御報告させていただきます。

事前に山田委員から欠席、犀川委員は遅れる旨の御連絡をいただいておりますので、本日は10人の委員のうち、現時点で8名の委員の御出席をいただいております。したがって、緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ていますので、審議会は成立していることを御報告させていただきます。

環境政策課長 次に、環境部長の柿崎より御挨拶申し上げます。

環境部長 皆様、こんにちは。小金井市環境部長の柿崎と申します。

本日は、お忙しい中、本審議会に御参集をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、私から一言御挨拶をさせていただきます。

現在、緊急事態宣言が解除されまして2週間以上が過ぎ、ワクチン接

種も進んでいることから、東京都の感染者につきましては2桁で推移している状況でございます。昨日発表された感染者数は今年一番少なかったとの報道もございました。

本市におきましても、この2週間を見ると感染者ゼロ人の日が多くなってきておりまして、やはりワクチン接種が順調に進んでいるということが要因かなと思っているところでございます。

ちなみに2回目の接種を終えた方は市内全人口の約70%以上となっております。この間、小金井市の医師会をはじめとした関係者の方々の御協力には、この場をお借りいたしまして改めて感謝を申し上げたいなと思っております。

しかしながら、皆様には気を緩めることなく、引き続きの感染対策をしっかり取っていただくとともに、今後、今日も寒くなってきましたけれども、インフルエンザ等が流行する季節となっておりますので、健康には十分御留意いただければと思っております。

さて、小金井市では、本年3月に環境基本計画をはじめとした環境関連の計画を策定いたしました。本審議会においても、みどりの基本計画策定において様々な御意見等をいただき、答申もいただいたところでございます。本当にありがとうございました。今後、これらの計画に基づき、環境関連の様々な施策を進めていきたいと考えているところでございます。

また、現在、気候非常事態宣言の発出を準備しているところで、パブリックコメントが終了し、今後、理事者等との最後の詰めを終わらせていただいて、決定していきたいと考えているところでございます。

本市の宣言の特徴は、市長と教育長の連名で発出するところで、今後、環境教育など、教育委員会と連携をしながら様々な事業を展開していきたいと考えております。

最後になりますが、緑地保全対策審議会委員の皆様におかれましては、委員への御就任、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。今後2年間、よろしく願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

環境政策課長 続きまして、次第2、委嘱状交付に移りたいと思います。前任期の任期満了に伴いまして、令和3年4月1日付で新たに御就任いただきまし

た委員の皆様には委嘱状を交付させていただきます。

本来であれば、委嘱状の交付をこちらで直接行うところですが、時間的な制約もございますことから、皆様の机上への配付をもって交付に代えさせていただきたいと存じます。何とぞ御了承願います。

それでは、次第3として、事前に配付しております資料1の委員名簿順に委員の御紹介をさせていただきたいと思っております。私から、お名前、略歴等について御案内させていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら一言だけ御挨拶をいただければ幸いに存じます。

小木曾裕委員です。日本大学理工学部まちづくり工学科特任教授でいらっしゃいます。学識経験者として御就任をいただきました。専門はまちづくり、都市計画、緑地計画でございます。令和元年度より本審議会の会長を務められ、今回は2期目でございます。

小木曾委員でございます。

小木曾委員 小木曾でございます。2期目でございますが、引き続き、皆さん、よろしく願いいたします。公園緑地を専門にしています。どうぞよろしく願いします。

環境政策課長 上中章雄委員です。東京都多摩環境事務所自然環境課長でいらっしゃいます。学識経験者として御就任いただきました。2期目でございます。

上中委員、よろしく願いします。

上中委員 上中と申します。よろしく願いします。

環境政策課長 続きまして、鴨下輝秋委員です。農業委員会の会長職務代理を務められており、小金井市の農地の保全等に御尽力いただいております。緑化団体からの御推薦により御就任いただきました。2期目でございます。

鴨下委員、よろしく願いします。

鴨下委員 鴨下輝秋です。よろしく願いいたします。

2期目でまだまだ勉強が足りませんので、ぜひ皆さんと一緒にいろいろ勉強していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

環境政策課長 柏原君枝委員でございます。小金井市環境市民会議に所属してございまして、緑化団体等からの御推薦により御就任いただきました。2期目でございます。

柏原委員、よろしく願いします。

柏原委員 柏原君枝と申します。よろしく願いいたします。



私は、環境市民会議で小金井市の全域の緑調査、それと公園調査を行っておりました、2度目を次にまたやろうとしているのですが、なかなか高齢になってきまして難しい状況です。

よろしくどうぞお願いいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

笠原謙次委員でございます。剪定ボランティアの代表として、長年、市立公園の維持管理に御協力をいただいております。緑化団体からの御推薦により御就任いただきました。1期目でございます。

笠原委員、よろしく申し上げます。

笠原委員 笠原です。よろしく申し上げます。

剪定サークル代表と書いてありますけれども、剪定サークルというのはなくて、我々の会はみどり剪定サークルですので、「みどり」をつけ加えてください。ちなみに剪定サークルというのをインターネットで調べたら、みどり剪定サークルというのが何件か出てきます。まろん通信の中に会員がいて、我々の作業の様子を載せています。そこで1点出てきたのですが、そのほかに各務原市にある剪定ライフサークルというのが1件ヒットしました。そこは平成23年12月に設立されて、事業としてはおたすけ剪定等の活動をやっています。助成金を受けて活動しているようで、事業費の総額は49万4,000円ほど、助成金額は12万8,000円というのが出ていました。御参考にお伝えします。

今、10月15日から市報に載せました庭木の剪定入門という教室をやっております、32名ほどの申込者があって、現在、定員の15名で講座を始めたところです。

どうぞよろしく申し上げます。

環境政策課長 ありがとうございます。

これから公募市民として御就任いただいた皆様の御紹介をさせていただきます。

小山美香委員でございます。3期目でございます。

小山委員 3期目になります。公募で入らせていただきました小山美香と申します。

私も柏原さんと同じように環境市民会議に属しているんですが、私は地下水の保全についてこれまでずっと関わってまいりました。地下水を

保全するには緑の保全というのが欠かせないと思っております。とても小金井市にとっては大事なものなので、どうやったら保全していけるか、皆さんと一緒に考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

尾路紀恵委員でございます。1期目でございます。

尾路委員 尾路紀恵と申します。よろしくお願いいたします。

東小金井にあります梶野公園の花壇ボランティアに参加させていただいておまして、その御縁で公募参加させていただくようになりました。何も分かりませんので、いろいろと勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

田村恵子委員。1期目でございます。

田村委員 田村恵子と申します。

先ほど代表が御挨拶しましたけれども、笠原代表のところと一緒に、みどり剪定サークルでボランティアをやっております。

よろしくお願いいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

なお、公募市民として御就任いただいております山田真由美委員につきましては、本日は御欠席ということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

犀川委員は、到着次第、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、次第4、事務局の紹介に移らせていただきます。

改めまして、私は環境政策課長の山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、私の右側におられますのが環境部長の柿崎でございます。

環境部長 よろしく申し上げます。

環境政策課長 そして、私の向かってこちら側にいるのが、緑と公園係長の小林でございます。

緑と公園係長 よろしく申し上げます。

環境政策課長 そして、そちらで皆様に御挨拶申し上げたのが主任の井上でございます。

す。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 　　お願いいたします。

環境政策課長　それでは、次第5、会長・副会長互選に移らせていただきます。

　　小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条第2項の規定によりまして、会長及び副会長の互選をお願いいたします。

　　まず、会長の選任をいただいた上、次に、選任された会長より、副会長の選任を行っていただきたいと思えます。

　　それでは、早速ではございますが、会長の互選をよろしくお願いいたいと思えます。どなたか会長に立候補いただける方、あるいは御推薦をいただける方はいらっしゃいますでしょうか。

　　鴨下委員、お願いします。

鴨下委員　　鴨下です。会長には小木曾委員を推薦したいと思えます。日本大学で教授として教鞭を執られ、また、樹木にも大変造詣が深く、グローバルな活躍をされている先生は会長にふさわしいと思えます。

　　よろしくお願いします。

環境政策課長　ありがとうございます。

　　鴨下委員より、会長を小木曾委員と推薦いただきましたが、御異議等ある方、いらっしゃいますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

環境政策課長　御異議なしということで、小木曾委員に会長をお願いしたいと思えます。

　　小木曾委員、いかがでございましょうか。

小木曾委員　皆様の御推薦ということなので、引き受けさせていただければと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

環境政策課長　ありがとうございます。

　　それでは、小木曾委員に会長をお願いいたします。

　　それでは、会長席に移動いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

　　ありがとうございます。これで私の役目は終了し、ここからは会長に議事の進行をお願いしたいと思えます。

　　それでは、会長、よろしくお願いいたします。

小木曾会長　それでは、続きまして、副会長の互選に移りたいと思えます。どなた

か立候補いただける方、あるいは御推薦いただける方、いらっしゃいますでしょうか。お願いします。

鴨下委員 鴨下です。小山委員にぜひお願いしたいと思います。

小木曾会長 御異議がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小木曾会長 異議がないようですので、小山委員に副会長をお願いしたいと思います。

それでは、副会長には副会長席に移動していただきまして、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

小山副会長 ただいま副会長に選任いただきました小山と申します。

前回のときも一緒にさせていただきましたので、また、皆さんと一緒にいろいろ考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

小木曾会長 ありがとうございます。それでは、よろしくお願ひします。

ただいまから本日の案件に入りたいと思います。

まず初めに、事務局より事務連絡等がありましたら説明をお願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。先ほど課長からも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のために座席の間隔を通常よりも広く取っております。また、マスクも着用されていますので、できるだけゆっくり発言していただけるようお願い申し上げます。

発言される際には、マイクのオン、オフを意識していただき御発言をお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認になりますが、資料1から資料11まで次第には書かせていただいていたところですが、申し訳ございません。資料6がパワーポイントで、これから説明する内容に盛り込ませていただいた関係で、送付しました中には入っておりませんので、御注意願ひます。

過不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上になります。

小木曾会長 では、資料は大丈夫ですかね、皆さん。

不明な点はございますか。再確認したいと思いますが、ほかに何か御

質問はありますか。

それでは、次第6の報告3件につきまして、事務局からお願いいたします。

事務局

事務局の井上と申します。

それでは、報告事項3件につきまして説明させていただきます。

まず、報告事項(1)令和3年度環境教育事業の実施につきまして、資料2を御用意ください。お手元に配付させていただきました、資料2と右上に記してございます。

みどり親子ワークショップにつきまして、身近な緑に関心を持ってもらうことと国分寺崖線上にある貴重な緑地である滄浪泉園が身近にあることを知ってもらうきっかけになればと考え、身近な緑の見分け方をテーマに、緑の募金活用事業として令和3年5月23日に2部制で開催をいたしました。

小長久保公園の花壇ボランティアをしていただいている方を講師に迎え、スライド資料を使い、身近にある紅葉、竹、ササなどの見分け方を学んだ後、実際に滄浪泉園内を散策しながら樹木を観察いたしました。

参加者は、一部は9組18人、二部は8組16人の小学生の親子に参加いただきました。帰りにはブルーベリーの苗木をプレゼントし、身近で緑を育ててもらい、緑の保全に対する関心を高めたいと考えております。

このワークショップは来年度以降も実施してまいりたいと考えております。

次に、小金井第四小学校環境教育事業につきまして、小学6年生に森林の大切さを学ぶことを通じて、地球温暖化防止対策について深く考えてもらうこと、四小の校庭、小学校に隣接する三楽公園、三楽の森公共緑地の樹木に樹名板を児童と協働で作成、設置することにより、身近な緑のすばらしさや大切さを学ぶ機会とするために森林環境譲与税の活用事業として実施しております。

こちらは東京学芸大学の小柳先生を講師に迎え、総合的な学習の時間の中で、令和3年5月6日に森林や里山の役割や樹木の見分け方を学び、令和3年7月15日及び9月17日には、第四小学校、三楽公園及び三楽の森公共緑地にて樹名板を設置するため、樹木の見分け方を学ぶワー

クショップを実施いたしました。

今後は、9月から10月にかけて樹名板を作成し、11月に樹名板を設置する予定です。この事業は来年度もほかの小学校で実施してまいりたいと考えております。

報告（1）は以上です。

次に、報告事項（2）市立公園における花の植え替えイベントの実施につきまして、資料3、次のページを御用意ください。

花の植え替えイベントは、みどりの基本計画におきまして、目標実現に向けた具体的な取組の一つである「みんなで取り組む」のために、本年度から実施公園や回数を増やし、充実してまいりたいと考えております。

まず、身近な公園内の花壇の花の植え替えをイベントとして行うことで、より多くの人々がみどりのために活動する機会を広げることを目的に、市報やホームページにて事前に募集をした上で、令和3年6月11日と同月23日に開催しました。

令和3年6月11日はむさこふらっと公園にて、同月23日は栗山公園にて、それぞれの公園にて環境美化サポーターとしても活動していただいている花壇ボランティアの方々と準備を行い、市報、ホームページを御覧になり、事前申込みいただいた参加者に加え、当日、公園にて遊んでいた親子等にもお声がけし、公園花壇の花の植え替えを実施いたしました。

参加者数は、むさこふらっと公園が17人、栗山公園は9人で行いました。子どもが気軽にみどりに触れることができる機会を設け、みどりの担い手を確保し、また、花壇ボランティア団体の活動を知ってもらう機会にしていきたいと考えております。

この市立公園における花の植え替えイベントは、今年度も11月に梶野公園、12月に栗山公園にて実施し、来年度以降も継続して実施してまいりたいと考えております。

報告（2）は以上です。

最後に、報告事項（3）みどりのこども絵画コンテストの実施につきまして、資料4を御覧ください。資料3の裏面になっております。

みどりのこども絵画コンテストは、みどりの基本計画におきまして、

目標実現に向けた具体的な取組の一つである「みんなで取り組む」意識を、これからのみどりを未来へつなぐことができるよう、子供たちにみどりの保全等の取組に関心を持ってもらうことを目的に、令和3年度に初めて実施いたしました。

市内在住の6歳から15歳までを対象として、「小金井市のみどりをみらいへつなごう」をテーマに、令和3年7月15日から9月10日まで作品を募集しました。19人からの応募があり、どれも自由な発想で色鮮やかに美しく表現されています。本日作品をお持ちしておりますので、後ほど御覧ください。本審議会終了後に緑地保全対策審議会賞候補を選出いただくことを予定しております。11月21日にごじます環境フォーラムにて表彰状を授与する予定です。

また、子供たちが描いた作品を展示やホームページ等の周知を通して、みどりを考えるきっかけとして、これからのみどりに関する活動への参加につなげていきたいと考えています。

報告（3）は以上です。

小木曾会長 報告事項について、皆さん、何かございますか。大丈夫ですか。

今、3つ報告事項が終わりました。ありがとうございます。

それでは、次第7、議事のうちの（1）令和3年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）を議題といたします。

本案件は、諮問としてお受けすることといたします。

事務局の方、お願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。本日、机上配付させていただきました諮問書という資料をお手元に配付させていただいていますが、その諮問書のとおり、令和3年度保全緑地の指定及び解除について諮問をお願いするものでございます。

本日の諮問に対する審議会の答申を会長より市長へしていただく流れとなっております。御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上です。

小木曾会長 ただいま小金井市長から本審議会へ諮問がありました。

それでは、令和3年度保全緑地の指定及び解除について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 事務局、井上です。なお、保全緑地の調査をご担当いただきました小

金井園の方に樹木の状況等説明をいただくこともありますので、よろしくお願いたします。資料5から資料7及び前のスクリーンにも映しておりますので、併せて御覧ください。

資料の確認となります。諮問第1号と左上に書かれておりまして、右上に資料5とあります。こちらから、この諮問に関する説明資料は、A4の両面印刷のものとA3の地図、3枚を含めて15ページございます。資料6が、説明の中でスクリーンに映写となり、右上の資料5と資料7になります。申し訳ございません。

それでは、令和3年度保全緑地の指定及び解除について説明いたします。

制度の概要ですが、小金井市として緑地の保全及び緑化推進を図ることにより、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として小金井市緑地保全及び緑化推進条例にて制定しています。

小金井市緑地保全及び緑化推進条例の中で民有地にある保全緑地を保全及び緑化推進を図ることを目的に、所有者の方からの申請に基づいて環境緑地、公共緑地、保存生け垣、保存樹木として、市は一定の基準に基づき指定しております。

一度指定したものについては5年ごとの更新が必要となり、本審議会では、更新する保全緑地と新たに指定する保全緑地、また、所有者の意向により解除した緑地につきまして御審議をお願いするものでございます。

それでは、資料5とあるページを御覧ください。

今回諮問していただく環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の数量をまとめたものです。

環境緑地につきましては、新規の申請があったものの、要件に満たないため指定としておりません。この後、スライドを使いながら個別にご説明いたします。

保存樹木につきまして、更新のみとなりますが、保存生け垣につきましては新たに2か所の申請がございました。

また、残念ながら、所有者の御意向により、保存樹木12本、保存生け垣209.5メートルにつきまして解除の申請を受理してございます。

なお、公共緑地の解除につきましては、この後、資料とともに御説明



いたします。

次のページになります。こちらは令和3年度保全緑地総括表（平成29年度～令和3年度）です。各年度に指定した数値を掲載しておりますが、本年度解除するものは各年度から減数しております。現時点での合計を計の欄に記載してございます。

本年度に申請のありました保全緑地を個別に説明いたします。

それでは、スライドに移らせていただきます。こちらはお手元に資料がございませんので、スクリーンをご覧ください。

環境緑地から御説明させていただきます。

まず、環境緑地について指定基準がございます。おおむね500平方メートル以上の、保全されることが確約される樹木の集団のを指します。こちらは奨励金を交付しております。国分寺崖線に存する環境緑地に1平方メートル当たり20円で算出します。減免措置がございます。固定資産税及び都市計画税が8割減免となります。

こちらに關しまして、緑町4丁目の1筆の616.27平方メートルの土地に關しまして、申請が1件ございました。現地調査の結果、残念ながら樹木の集団とみなせない箇所がございまして、一部樹木があるものの、2.3メートルの幅のみで、敷地内は庭となっておりますので、樹木の集団としての要件に満たないということで指定はしておりません。

続いて、お手元の資料、保存樹木一覧、資料（2）となります。スクリーンも併せて説明してまいります。保存樹木の指定基準は、地上1.5メートル以上の高さにおける幹周りが1.5メートル以上、高さが10メートル以上であり、奨励金を交付しております。減免措置はございません。今年度は更新のみ9件ございました。ただ、現地調査したところ、1件、樹木が枯れており、上部が伐採されていたため、要件を満たした8件を更新するものでございます。

件数が例年に比べて少ないので、全件スクリーンで御説明させていただきます。

今、保存樹木9件あった中で、それぞれに関して高さと幹周りを実地で計測しております。それぞれ幹周りも大分大きくなっておりまして、ヒノキも測るのに上が大分高くなって見にくくなっております。ただ、残念ながらこの中で1本だけ、申請はありましたが、上部が伐採さ

れていて、専門家にも見ていただきましたが枯れておりましたので、残念ながら指定はしないということで、指定件数から減らしております。

続いて、保存生け垣の資料を御覧ください。保存生け垣の資料（3）となっております。スクリーンも御覧ください。保存生け垣につきまして、今年度、更新が9件、新規4件、合計13件の申請がございました。そのうち更新1件と新規2件が実地調査の結果、基準を満たしておらず、10件の諮問件数となっております。

保存生け垣の指定基準は、生け垣の高さ1メートル以上、総延長10メートル以上、隣接する2人以上の所有者の生け垣であっても、総延長が10メートル以上です。こちらは減免措置はございません。奨励金が交付されます。

13件あった内容が、東町1丁目のマサキ、梶野町3丁目のヒイラギモクセイ、こちらもヒイラギモクセイ、関野町1丁目、イヌツゲ、レッドロビン、この辺りは更新になりますので、5年前から申請があったところを再度調査を行っております。

新規の案件でございまして、御申請いただいた場所にも調査に参りました。申請時よりも延長が長く、指定の案件で載せております。

同じく新規ではございますが、基準を満たしていないということで番号は振っておりません。こちらは立派な樹木ではあり生け垣にはなっていますが、接道しておらず、隣が駐車場となっております。

もう1件、新規で場所がこちらの道路沿いにあるベニバナトキワマンサクとして御申請があり、合計で11メートルはありますが、接道していないということで、要件を満たしていないものです。

最後に、更新の案件で1件、申請時は10メートルを超える延長がありますが、実地で計測しましたところ、延長が合わせて6メートルでございましたので更新しないという案件でございます。

スライドは以上になります。

続いて、保全緑地の解除案件でございます。

次のページ、5、令和3年度保全緑地解除届出一覧、公共緑地を御覧ください。資料がこちらでございます。お手元にもございます。

貫井南町三丁目（三楽の森公共緑地）については、公園用地として市が取得し、解除するものです。

中町四丁目公共緑地は、東京都が取得したため解除するものです。どちらの緑地も引き続き市が維持管理してまいります。

次のページは、保存樹木と保存生け垣の解除についての資料になります。

解除件数が、保存樹木5件、12本、保存生け垣4件、209.5メートル、それぞれ解除理由が備考欄にありますけれども、解除申請を受理する際に詳しくお話をお聞きし、解決方法を一緒に考えてはございますが、残念ながら解除に至ってしまったものの一覧となります。

次のページに、A3の地図がございます。そちらの地図に関しては、更新のもの、申請のあった場所を示したものが3枚の地図になってございます。

最後、資料7、スクリーンにも出ているのが、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の推移をグラフに表したものでございます。こちらが年々の推移をグラフにしたものです。

以上で、今年度の諮問案件の、(1)の説明を終わらせていただきます。

小木曾会長　　ここで質問とかいただきますでしょうか。

それでは、数多い資料を説明していただきまして、追いついていない委員も若干いるかもしれませんが、事前にある程度資料を見られていると思うので、質問等を受け付けながら議事を進めたいと思います。

何か御質問等ある方、挙手をお願いします。

犀川委員、お願いします。

犀川委員　　質問ですけれども、さっき、保存生け垣の1番のところで、マサキというのがありましたけれども、あれをもう一回スライドで見たいんですけども、とても荒れているよう気がしたんです。

事務局　　保存生け垣の1番のマサキ。こちらでございますでしょうか。

犀川委員　　これ、マサキですかね。下にだーっと広がっているのはマサキじゃないと思うんです。

事務局　　今、よろしければ、実地調査に行かれた小金井園の方にもお話を伺ってもよろしいでしょうか。

犀川委員　　どうぞお願いします。

マサキの、1番の垣根ですけれども。

小金井園 マサキですね、樹種は。

犀川委員 根元のところにえらい蔦のようなものがかぶさっているんですね。

小金井園 後ろが多少繁茂しているためまだらに見えているのかもしれませんが、全体的にマサキです。

犀川委員 まだ奨励金は支払っていないかもしれませんが、これでは保存生け垣として保存されているんですかという感じですよ。下のほうにマサキじゃないようなのがざーっと出ているんです。

小金井園 そうですね。ちょっと乱れてはいますけれども生け垣自体はマサキの生け垣があるんです。

犀川委員 これ、マサキじゃないですもんね。下のずっと根元のところはマサキじゃないでしょう。

小金井園 どこですか。

事務局 この根元のあたりでしょうか。

犀川委員 ここら辺に多分マサキはあると思うんです。だけど、このところ、マサキのはずがなくて、向こう側から違うものが、蔦のようなものがざっと出ちゃっているんですよ。

小金井園 そうですね。下のほう、出ていますね、違うのが。でも、基本的に生け垣はマサキの生け垣です。

犀川委員 これから奨励金を支払う際には、保存生け垣として適切な管理をしてもらわないと、やっぱりよくないのではないかと思いました。

小木曾会長 1 番のマサキですね。

犀川委員 はい。

小木曾会長 24メートルという。

犀川委員 はい。

小木曾会長 申請延長は23メートルですが、指定延長は24メートルになっていますが、実際測定すると24メートルということだと思いますが、それでよろしいんですかね。マサキはそこにあるということは事実なんですか。

犀川委員 サイズを言っているわけじゃなくて、あれはマサキの垣根じゃないというふうに言っているわけです。

小木曾会長 多分、維持管理の状況ですよ。

犀川委員 はい。

すみません。以上です。

小木曾会長　　そういう御意見がありました。

犀川委員の御発言ですと、これは指定すべきじゃないというふうに…  
…。

犀川委員　　いや、そうじゃなくて、指定された暁には。

小木曾会長　　ちゃんと管理してくださいと。

犀川委員　　1メートル300円出ますから、300円分きれいにしてもらわないと、保存生け垣とは言えないんじゃないかなと思いました。

小木曾会長　　そういう御意見ですね。見た感じ、非常に繁茂して、ほかのシダ類も入っちゃったりしているのかもしれないし、いろいろありますが、事務局としてはそういうことを伝えることはできますか。

緑と公園係長　事務局の小林です。

今いただきました御意見につきましては、個別に訪問させていただきまして、適切に管理するようにと申し伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

小木曾会長　　ということでよろしいですかね。

ほかにございますでしょうか。

では、小山委員、お願いします。

小山委員　　今、諮問にある、指定するのを認めるか認めないかということ以前の問題というか、今いろいろ説明を聞いていて、みどりの基本計画の15ページにも目標が載っていたりとかするんですけども、その目標に照らし合わせて見ても、資料5の裏のページのところを見てみると、環境緑地は今年度ゼロ件ですけども、現時点で4万7,795平方メートルあるという中では、公共緑地とプラスして5万平方メートルあることから、みどりの基本計画の環境緑地の目標値の4.78平方メートルの現状維持というのはクリアされているんですね。

それと同じような形で、保存樹木とか保存生け垣を見てみると目標になかなか達していないところがあるんです。みどりの基本計画は、これから10年間で目標を達成していくというところで作られているとは思いますが、現状を見てみると、保存樹木とか保存生け垣の更新というのは5年ごとですよね。そうすると、来年度は5年前に指定したものが出てくるので、その年によってばらばらなんですよね。これ、見

てみれば分かるんですけども、本数が毎年毎年変わってくる中で、それをクリアできないと、というか新規の数を増やしていかないと目標を達成することができないというのが、これを見たらすごくよく分かるんです。

今回、市長の諮問事項ではないですけども、議題の中にいろいろ規制を緩和するような方向性というのが出てきているんですけども、それをうまく使って、せっかく緩和しても、きちんと周知しなければ目標値を達成するということがかなり難しいんだらうと思うんです。やっぱりみどりの基本計画、きちんと作られたものを目標達成していくためには、ここの指定の数も増やしていかなきゃいけないだらうというふうに思っていますので、そここのところについて、事務局の考え方を、ここのところ、随分、毎年いろいろな大学ですとか、大きな木とかあるお宅には本当に話しかけていただいて、申請するように努力していただいているんですけども、重ねての努力、でもそれは市がやるだけではなく、市民も巻き込んでやっていかなきゃいけないだらうというのがあるので、やっぱりそここのところを含めて、この場では意見だけでいいんですけども、きちんとやっていかないと、ただ保存生け垣とか保存樹木とかの指定とか解除の認定だけをすればいいというものでは、ここの審議会はないのかなということ、みどりの基本計画の策定の中から強く思いましたので、そここのところを含めて考えていかなきゃいけないだらうということ、この場で意見として述べさせていただきたいと思います。

小木曾会長     ありがとうございます。

みどりの基本計画の方向性も含めて、今回の指定とか、それについてのあるべき姿のグローバルなお話をいただきました。

市のほうから一言コメントをお願いします。

緑と公園係長   事務局の小林です。委員御紹介のとおり、保存樹木については、市内の学校や企業等で制度説明をさせていただいて増えた時期はあったんですが、なかなかこれ以上は難しい状況もあるんですが、このままですと減ってしまうので、もう少し工夫して、何か新たな案を考えて、推進していかなきゃいけないなという思いでいます。

それも含めて、周知の方法も重要だと思っていますので、折に触れて、いろいろな場を活用しながら、今回は保存生け垣につきましては、市報

の掲載内容も変えさせていただいて、詳しく制度の内容を書かせていただいたところ、新規で申請があったというところもあります。例年どおりの市報掲載ではなくて、今年度から環境特集号もやらせていただいていますので、そういったところの様々な面で、周知の方法を工夫しながら緑化の推進を図ってまいればなと考えております。

以上です。

小木曾会長      ありがとうございます。

周知の仕方、ホームページとかいろいろありますが、多分もっといろいろあるんでしょう。そういう可能性のある方のところにポスティングするとか、いろいろあると思いますが、引き続きよろしくお願ひします。

みどりの基本計画を作るときも、これと連動していく話なので、計画だけじゃなくて、こういう一つ一つの積み上げが大事なので、解除するときは、今回、お話を伺っていて、ちゃんと現地に行って測定したり、そしてお話をしたりしていることを、今言われていたので、そういう過程も大事だと思います。何かアクションがあったら早めに行って、何が問題なのかとか、どうしたらいいのかと相談を受けながら、できるだけ保存ができるように、工夫するようにアドバイスするとか、そういうのがあろうかと思っています。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。お願ひします。

柏原委員      柏原です。今までのこととの関連ではなくて、資料3の場所がちょっと分からないので知りたいんですが、実施公園という中で、むさこぷらっと公園、これはどこになるんですか。私ども公園の調査をしたときには、むさこぷらっと公園というのはなかったもので、これはどこの場所なのかと思って、ちょっとその場所を知りたいと思って。お願ひいたします。

緑と公園係長   事務局の小林です。武蔵小金井駅の高架下を国分寺方面に歩いてきていただくと高架の北側に位置しますが、信用金庫の近くで、そこの正面が、ちょっとした300平方メートル程度の、遊具があって、花壇もある公園でございます。

柏原委員      あそのところですか。分かりました。

お子さんがよく遊んでいる。

新しくできたところですよ。そこは前、私どもが調査したときにはなかったの、あそこのところですね。ふらっと公園と書いてあるのかな。分かりました。ありがとうございます。

小木曾会長 よろしいですか。

ほかにございますか。初めての方も遠慮なく、ぜひ。気になることは聞いていただいて結構ですので、この審議会は、よりよい小金井市の緑のために開かれておりますので、一人一人の身近なことも含めて見ていただいて、気になることはここで解決していただければと思います。

私から一ついいですか。保存生け垣の、10件プラス新規で3件出ている表がありますが、例えば一番下のシラカシの10メートルの申請について、10メートルはなくて6メートルだということだったんですけども、これは写真とかも見られますか。

事務局 こちらがシラカシで、10メートルで申請があったんですけども、こちらの部分が5年後になって、今の総延長が6メートルでございました。

小木曾会長 門扉の向こう側にシラカシがあるということですか。低いシラカシね、シラカシの生け垣みたいな感じか。そういう感じですかね。

もともとは10メートルぐらいあったのが、そこを何か作って、シラカシがなくなっちゃって6メートルになったということですか。

小金井園 これは、5年前に比べて撤去したところがあるんですよ。そうしたら6メートルということですね。

小木曾会長 分かりました。

小金井園 延長ですね。延長が6メートルということ。撤去してしまっただけなので、地主さんが。

小木曾会長 先の話ですけども、今日の議題の最後のほうに、この生け垣の延長の改定があると思うんです。もしその延長が、今回の基準で緩和されれば、こういうのは生きてくるかなとちょっと思いました。

例えば解除された方に、今度新しくできた制度について再度説明するというのはできますか。

緑と公園係長 事務局の小林です。今回のケースもそうですけれども、周知をさせていただいて、制度が変わるということで、また来年の4月1日から30日が申請の期間になるので、御案内をさせていただければと思います。



小木曾会長　　そういう形で何かうまくつないで、6メートルでも大事なので、そういうふうにしていただければいいかなとちょっと思いました。

ほかに何かございますか。犀川委員。

犀川委員　　ちょうど同じページですが、9番のところに沢山の植物から成り立つ生け垣があるんですが、3番目にナンランとあるんですね。これはナンテンの間違いです。「ラ」を「テ」に直さないといけません。

小木曾会長　　今、犀川さんから、3番目にナンランと書いてあるのはナンテンの間違いではないかということですが、いかがですか。これは交ぜ垣きですかね。

犀川委員　　そうですよね。

小木曾会長　　いろんな樹種が重なり合って植わっているやつじゃないかなと思います。

犀川委員　　もう一つあるんですが。

小木曾会長　　お願いします。

犀川委員　　犀川ですけれども、同じページで、今のところから2行下にエレガンテシマとありますね。これは最近、エレガンテシマと呼ばれるようになったけれども、コノテガシワという植物で多分外国から来たものです。エレガンテシマというのは、何とかのエレガンテシマといって3つ目に来る名前です。

別の植物もたくさんエレガンテシマがついたのがあるものですから、これは小金井園さんをお願いしておかなくちゃいけないんですけども、一覧表でエレガンテシマというとコノテガシワと思いきや浮かぶ人もいられるかもしれないけれども、どのエレガンテシマというふうなことになるので、コノテガシワのエレガンテシマとか、何か分かりやすくしておかないといけませんんじゃないかと。たしかウツギにもエレガンテシマという桃色の花を咲かせるウツギがあるんですよ。いつも同じようなことを言っていますけれども、今回は、エレガンテシマというのはあまり、指定しないからいいんですけども、コノテガシワの一種とか、括弧に入れるとかしておかないと、どのエレガンテシマかわからないと思います。

これは、最近、緑がきれいなのであちこち植わっているんですけども、これはちゃんとした学名があって、多分、園芸品種か何かでエレガンテシマですね。エレガンテシマというのは非常に美しいという意味で、

あまりいい名前じゃない。桃の形を指していないですからね。幾つかの植物にありますから、やっぱりコノテガシワのエレガンテシマとかしておいたほうがいいと思うんです。そのうち、また別の、ウツギのエレガンテシマも出てくるかもしれないですから。これはやっぱりちょっとでも正確にしておいたほうがいいと思う。私の意見ですみません。

小木曾会長 樹種というのは非常に難しいですね、はっきり言って。

コノテガシワとエレガンテシマはまた違ったりするので、なかなか難しいですが、多分申請がエレガンテシマだったんですかね。

犀川委員 そう。間違いじゃない。

小木曾会長 現地を見て、小金井園さん、結構樹種に詳しいと思いますが、その中の、本当にエレガンテシマであるということがはっきり分かればそれはそれでいいと思うんですが、その辺はどうですか。

犀川委員 エレガンテシマで間違いはないですよ。だけれども、どのエレガンテシマか分からないということですね。

小木曾会長 これ、多分、買った人もエレガンテシマということで買って植えたのかもしれないですね、植えてもらうときに。だからエレガンテシマだというふうに申請していると思うんですね。

犀川委員 絶対そうですよ。

事務局 小金井園さん、エレガンテシマについて詳しい種類というのは分かるものなんでしょうか。

小金井園 品種名ですよ。生け垣がコニファーなので、エレガンテシマというのは分かるのかなというところなので、僕たちは、コノテガシワという結構昔のイメージなので、今はそういうふうな言い方はあまり、間違えていないんですけども、普通にエレガンテシマという言い方をしています。

小木曾会長 私たちの頃はコノテガシワが一般的でした。

この議論は、小金井園さんのほうでもちょっと調べてもらうとしまして、実際、駐車場敷地の境界にあって接道していないので指定しませんから、現段階はこれとどめておくということでどうでしょうかね、取りあえずは。樹種は非常に大事なので、申請したときもみんなが分かるようにしたいですけども。申請があったときもちゃんと聞いてもらうといいかもしれないですね、難しいものは。

犀川さん、申請だけなので、これはこれで、取りあえずここで収めてということにしたいと思います。

ほかにございますか。どうですか。大丈夫ですか。

正直幾つか、保存樹が解除されるのは非常に気になりました、私自身は。解除の写真はあまりなかったんですが、それは解除するので写真はないという感じですか。この保存樹の解除の資料で、相続人の管理が困難なため、老木化のため、腐食のため、こういうふうになっていますが、維持管理で難しいということなので、それを無理やりというわけにもいかないんですが、この辺は市のほうで一回ヒアリングしていますか。そういうのが分かれば教えてください。

事務局

事務局、井上です。まず、事務局にお電話や窓口で御相談があったときにはお話を伺います。具体的に困難と言われましても、いろいろな困難がありまして、もうその敷地自体を手放さないといけないという理由であったり、あとは、その場に住む者がいなくなってしまうということも伺っています。あとは、老木化してという理由も最近増えてきたようで、樹木として置いてあっても、毎年、台風の時期になると、これ以上は難しいというお話を伺っていて、お近くの剪定士さんですか御相談はされたというふうにもお話を聞ききしますが、大変、皆さん、悩まれて解除されるというのが多いです。

小木曾会長

多分これで解除するケースが結構出てくる可能性もあるので、何かいい方法はないかなと思います。

この解除の中で、一部解除で、倒木の可能性があるためというのがありました。一部解除ということは、数本は申請していて、その中の一本について解除という、そういう意味ですか。

事務局

おっしゃるとおりです。

小木曾会長

一つ、今後調べておいてほしいなと思うのは、樹木の倒木に対する傷害の保険というのがあって、これは結構ほかの自治体でもやっているところがあります。

そうすると、倒木に対して補償してくれるんですね。申請のときに、こういうのもありますけれどもみたいなことで付加しているということ伝えてやる方法もあるので、それだから安全だとは言えませんが、そういうことも検討する余地があるんじゃないかなと一つ思いました。

いろいろな維持管理上のサービスも自治体によって結構ありますので、若干費用がかかることですが、そうやって解除がされないように工夫するのも一つかなとちょっと思いました。

一つ一つ丁寧に打合せしてやっていただければ私はいいかなと思いますが、そんな感じが一つあります。

生け垣の維持管理が困難というのも、なかなかこれも難しいですね。倒木ではないと思いますが、生け垣を管理していくというのは大変なことですが、この辺も、いろいろ今後工夫する必要があるかもしれません。全部解除になっちゃいますから、120メートル全てとか。相続人の管理が困難なためということがあるので、相続された人がとてもできないということになっちゃうんでしょうけれども、難しいなと思います。

どうぞ、笠原さん。

笠原委員 質問ですけれども、保存樹木というのは木のところにこういう識別が貼ってありますよね。保存生け垣については、そういう表示はされているんでしょうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。表示されているのは保存樹木だけになります。

笠原委員 分かりました。

小木曾会長 それはつけてもいいんじゃないかという、そういう感じ。ついていたほうがいいんじゃないかという、そういう感じですかね。

笠原委員 やっぱりついていたほうが、大きさとかいろいろあると思いますけれども、あったほうが、これは保存生け垣だということで、通った人も見るでしょうし、持家の方は剪定をちゃんとやって、よりよい生け垣になるのかというような気がします。

以上です。

小木曾会長 どうですかね。どうぞ。

緑と公園係長 事務局の小林です。なかなか保存生け垣、ほかの自治体でも何か表記しているというのを、事例として調査してみないと何とも申し上げられないんですけども、初めていただいた御意見ですので、ちょっと研究をさせていただければと考えています。

小木曾会長 よろしくお願ひします。私も保存生け垣というプレートはあまり見たことはありませんが、確かにあれば、周りの人もそう見ますし、持っている人も、もうちょっとちゃんと管理しないと恥ずかしいなとなっている

ってお互いにいいんじゃないかなと思います。そんなに大げさじゃなくても、つる下げなくても、下のほうにつけるとか、何か工夫されるといいんじゃないかと思います。

大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの諮問の内容、市のほうの提案ですが、これで問題ないでしょうか。よろしければ、皆さん、挙手をもって。

(賛成者挙手)

小木曾会長　それでは、この内容で了解ということになります。よろしくお願ひします。

続きまして、みどりの基本計画実施計画です。資料8を用意してください。

事務局　では、資料8を御覧ください。資料8は、A3サイズで3枚ございます。両面になっております。

みどりの基本計画実施計画(案)は、令和3年3月に策定しましたみどりの基本計画の着実な推進のため、主な取組ごとに担当する部署を位置づけ、1年ごとに取組内容を確認することとしております。1年ごとに取組内容を取りまとめ、本審議会に報告の上、御意見をいただくことを予定しております。本審議会の御意見を反映し、次年度以降に更なる取組の推進を図るよう努めてまいりたいと考えております。

小木曾会長　ポイントとしてはこのような計画をこのように実施していくということですね。

では、お願いします。

犀川委員　資料が小さくて見にくいんですけども、私、老眼鏡をつけなくても見えるんですけども、この場合だと老眼鏡をつけないと見えないような文字で。できたらもう少し見える程度の文字にさせていただきたいと思います。

それと、質問もいいですか。

小木曾会長　どうぞお願いします。

犀川委員　重点と書いたところがありますね。左から10項目ぐらいに重点というのが2つあって、場所によっては星印がついているんですが、それはどういうことを意味しているのでしょうか。

小木曾会長　それでは、お願いします。事務局から。

緑と公園係長 事務局の小林です。みどりの基本計画を策定させていただきまして、18ページを御覧いただければと思うんですが、18ページの下ところに星のマークの説明書きを入れさせていただきまして、新たに力を入れる取組として星印として表記させていただいています。

以上となります。

犀川委員 ありがとうございます。

小木曾会長 では、小山委員、お願いします。

小山委員 小山です。ちょっと確認ですけれども、今回、7番目の議事の(2)で、小金井しみどりの基本計画実施計画(案)についてというふうを書いてあるんですけれども、私たち委員に求められていることは、この表を見て取組内容について意見が欲しいというふうなことなのか、それとも、大体これはみどりの基本計画に沿って書かれていると思うんですけれども、先ほど御説明があったとおり、みどりの基本計画の66ページを見ると、そこに計画の進行管理というのがあって、毎年、計画の取組の実施状況調査を行い、緑地保全対策審議会において報告することで点検・評価を行いますというのがあるんですけれども、今回、点検評価をこれに基づいてするということなのか、そこまでは求めていないのか。

今回、この表を配られて、私たちが何を求められているのかというのがちょっと分からなかったんですよ。なので、ここでどういう協議をすればいいのかというのがちょっと分からなかったの、その点を、すみませんが。

小木曾会長 私も是非聞きたいです。よろしくお願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。御紹介のあったとおり、計画の66ページの中で、PDCAサイクルで計画の推進を図るということにさせていただきまして、このフォーマットを使って今後評価していくことを確認していただいて、この評価のシートの内容としての御意見であったりこういった項目がもっとあったほうがいいとかいうところで、御意見があればいただきたいと考えています。

小木曾会長 そうしたことなのかなと思いつつ眺めていましたが、みどりの基本計画の審議をずっとやっていた人はある程度分かると思いますが、初めて見た方は、これに基づいて、一番左から順番に、どういう内容で、どういう担当部署がそれに関わって、右のように評価をどういうふうにして、

実施内容どうやって、改善事項と、この枠が多分毎年埋まっていくと思うんですけども、今回はこういうフレームでやりますと。それに対して今度出てくるのは来年になっちゃうんですかね。来年にこの内容が埋まってきたものを、再度、進捗状況を確認するということですか。進捗状況は、これは自己評価ですか、実施内容とか、改善事項とか、今後の取組み、その辺をちょっと説明していただかないと、なかなか皆さんの頭の中、整理つかないと思うので、そこをフォローしてもらえれば、みんながどういう目でこの表を見たらいいかというのは分かると思います。お願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。そうしましたら、今後の説明をさせていただければと思います。

みどりの基本計画と同時に、環境基本計画も作らせていただきまして、同じような形で評価をさせていただくことを予定しておりまして、そういった意味で、一番最初のところに、環境基本計画の固有ナンバーとして対比できるような形で番号を付記させていただいております。

みどりの基本計画の中の18ページでございますとおり、基本方針1から3、こういったものを大きくくくらせていただいて、その中で、取組方針、具体的な取組として順番に計画の内容をそのまま記載させていただいております。

あとは、細かく21ページ以降に主な取組が書かれているんですが、そちらのほうから取組名として各主管課で取り組む内容に応じた名称をつけさせていただきまして、今年度実施する内容について担当課のほうで記載していただいたというような内容となっております。

今後、1年間、終わりましたら、担当課が実施内容、評価に応じた実績等を主管課のほうで記載しまして、来年度以降、改善事項があれば改善事項を記載して、今後の取組につなげる記載を求めていくというような流れでございます。市内部のほうでも計画の推進本部を設けておりますので、そちらにも諮った上で緑地保全対策審議会のほうで御意見をいただくというような流れで緑化の推進を図る、PDCAサイクルを回していくというようなことを考えております。

冒頭の説明が足りなくて大変申し訳ございませんでした。

小木曾会長 そのような説明の表になりますかね。

今度、ここの右側に入っていないとなかなか難しいですけども、ここでは、そういう意味で、一応、左はみどりの基本計画に基づいて書いてありますが、今回新たに書いたところは、取組名とか、取組事業の内容とか、担当課とか、担当係のところでしょうか。ここが加わってきているということですね。それで、今後この評価とか、実施内容とか、改善事項とか、今後の取組が記載されて、来年それについて確認していくということでしょうか。

文字は私も結構苦勞して見ましたけれども、ちょっとうまく工夫して見やすくしていただければいいかなと思います。

どうですかね。短時間に終わらせなくちゃいけないんですけども、4時まであと25分ぐらいですか。

では、御意見等なければこれで進めていただくということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小木曾会長 それでは、よろしくお願いします。

次に、今度は、緑化保全及び推進に係る規定の整備について、事務局より説明をお願いしたいと思います。資料9から11を用意してください。

事務局 では、議事の3件目、緑化保全及び緑化推進に係る規定の整備について、資料9、緑化保全及び推進に係る規定の整備についてから説明をさせていただきます。あわせて資料10、近隣市の保全緑地の指定要件も御覧ください。資料9が規定の整備についてという対照表のもの、こちらの次でございます横長の資料10が近隣市の指定要件をまとめたものでございます。2つ合わせて説明をさせていただきます。

また、本日机上配付しておりますフラットファイルの例規集も御参考ください。

まず、小金井市生け垣造成奨励金交付要綱（一部改正）につきまして、緑化を推進及び安全で快適な生活環境の確保について、更なる充実を図るため、生け垣造成時の助成要件の緩和を予定しております。改正後は、生け垣の種類につる性植物を追加し、近隣市の状況を考慮し、高さ及び総延長を緩和しております。また、接道する道路につきましても、防災計画に位置づけた避難路とし、縁石等の基準も追加をしました。詳細は



表内を御覧ください。

次に、ページをおめくりください。資料9の2、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則（一部改正）につきまして説明をいたします。

本規則は、緑化の保全及び推進を図るため、市内の緑化を更に推進し、快適な生活環境を確保するため、保全緑地の指定要件の緩和を予定しております。

保全緑地の指定要件につきましても、近隣市の要件を参考に、環境緑地を500平方メートルから300平方メートルに、公共緑地を同じく500平方メートルから300平方メートルに、保存樹木の幹周り1.5メートルを1メートルに、保存生け垣の高さを1メートルから0.8メートルに、また総延長を10メートルから5メートルに変更しております。詳細は表内を御覧ください。

また、同ページ中段、資料9の3、小金井市緑地保全及び緑化推進条例（一部改正）につきまして説明をいたします。

本条例は、市民及び事業者に対し、緑化の指導及び助言に係る規定がないため、新たに緑化の指導に係る規定を追加するものです。

こちらは新たに市民の方に御負担をお願いするものであるため、11月1日より1か月、パブリックコメントの実施を予定しております。

最後に、資料9の4、小金井市緑化に関する指導等基準につきまして、資料11の小金井市緑化に関する指導等基準（案）を併せて御覧ください。

現在は、宅地開発等指導要綱に基づき、一定の広さの指定開発事業に対して、緑化のお願いをしておりますが、更なる民有地における緑化の推進を図るため、今まで緑化対象でなかった民間施設等の建築行為等に対して、緑化に関する基準及び緑化指導の手続きについて、新たに基準を整備するものでございます。

現在は、まちづくり条例及び宅地開発等指導要綱に基づき、事業施行面積が500平方メートル以上の開発行為・宅地造成、建築敷地面積が1,000平方メートル以上の中高層建築物等の建設事業であったものに加え、当該基準制定後は、敷地面積が200平方メートル以上の建築行為に対しましても緑化指導をすることを予定しています。

新たな基準では、緑化基準や緑化面積、算出面積などを明記し、敷地

面積から建築面積を除いた面積の20%以上の緑化面積を確保するよう指導し、民有地の緑化を推進してまいります。詳細は資料11の指導等基準（案）を御覧ください。

議案3件に係る資料説明は以上となります。

小木曾会長 御説明ありがとうございます。

それでは、緑化保全及び推進に係る規定の整備についての御意見等、御質問等ありましたらお願いします。

鴨下委員 鴨下です。資料9の最初のページの表の中ですが、生け垣が接する道路ということで、改正前と改正後の道路の説明があるんですが、この両方をうまく比較できないんですが、改正後の小金井市地域防災計画に位置付けた避難路というのは、改正前の幅員4メートル以上及び幅員4メートル未満の、この道路は全て含まれるという意味ですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。全て含まれておりまして、改正前は4メートル以上ないと要件を満たさないという判断になってしまうんですが、今度の改正後の避難路につきましては、4メートルなくても助成の対象になるというような、道路の種類を拡大したような解釈をしていただければと思うんですが。

鴨下委員 鴨下です。そうしますと、改正後の小金井市防災計画に位置付けた避難路というのは、改正前の道路にプラスアルファ何か加わるというふうに解釈していいんですか。

例えば極端に言えば、すごく狭い道でも対象になるんだよとか、そういう解釈なんですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。そのとおりです。狭い道路でも対象にさせていただくという改正になります。

鴨下委員 分かりました。ありがとうございます。

小木曾会長 私も、どういう意味かなと聞きたいと思っていました。

そうすると、一般の方にはこの記載で分かりますか。地域防災計画に位置付けた避難路。建築基準法の4メートルとか関係なく、人が通れて、要は既存不適格の道路でも人が通ればその道路もオーケーと、そういうことですね。

緑と公園係長 この資料に書いてあるのが、改正の要項の中の記載になっていますので、ちょっと分かりづらい表現かと思うんですが、周知の際はもう少し

丁寧に分かりやすい説明にさせていただいて、市民の方でも分かりやすいような表現に工夫させていただければと考えています。

小木曾会長 分かりました。ぜひお願いします。

犀川委員。

犀川委員 犀川です。今の表を見ると、そののところだけが何とかかんとかの避難路となっているんですけども、ここへ具体的に数値を入れて、3.5メートルでも可とか、何か入れれば、あと、ほかは大体数値が入っているんですよ。それがいいと思うんですけども、どうでしょうか。

小木曾会長 数値という話になりましたが、何か具体的な表現の方法はどんな感じになりますか。

緑と公園係長 数字、何メートル以上とかというくくりはないんですが、例示として書くのは可能かとは考えていますが、ちょっとその書き方、分かりやすいような形で、周知する際にはちょっと考えさせていただきたいと思っています。

犀川委員 了解しました。

小木曾会長 よろしいですか。

ほかにございますか。笠原委員。

笠原委員 笠原です。資料9のページで、一番下の枠の、生け垣と道路の間の縁石等とあるんですけども、改正後は縁石、遮蔽物は設置不可と書いてあるんですけども、縁石は、私が理解しているのは、道路がコンクリだとすると、家は土だとする。そうすると、その間に縁石を打ったりすると思うんですけども、なぜそれがいけないんでしょうか。設置不可となっているんですけども。

小木曾会長 どうですか。これは、もしかしたら「ただし」のほうで読んでいくということですか。40センチならいいということですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。改正前は一定基準が特段明記されていなかったの、非常に曖昧になっていた部分でした。改正に伴って、具体的に40センチ以下のものであれば認めるという基準を明記させていただきまして、より分かりやすく要綱の改正をさせていただいたところです。

笠原委員 そうすると、高さは0.4メートル以下で倒壊の恐れがない遮蔽物は設置可ということの中の、遮蔽物に縁石も含まれるということですか。

緑と公園係長 含まれるということですか。

笠原委員 　　ただ、ここは具体的に遮蔽物としか書いていないから、縁石は含まないと読むのが普通じゃないでしょうか。

犀川委員 　　ちょっといいですか。

小木曾会長 　　どうぞ。

犀川委員 　　犀川です。今のところですけども、文章全体を上と下とを入れ替えると分かりやすいと思うんですよね。先に、0.4メートル以下の倒壊の恐れがない遮蔽物は設置可としておいて、不可のほうは後からつけたほうが分かりやすいと思うんですけども。

小木曾会長 　　これは緩和しているんだけど、よく分からないので、もったいないので、文章を考えてもらって、分かりやすくお願いします。縁石が駄目で、40センチのこういうものはいいという話ではないと思うので。

犀川委員 　　絵でも入れておいて、こういうのはいいとか悪いとか、漫画のようなものを入れておくといいんじゃないかな。

小木曾会長 　　50センチの縁石というのはあるのかな、ないのかな。誤解のないような表現で、皆さん、趣旨は分かっていると思う。

それでは、ほかにございますか。お願いします。

鴨下委員 　　鴨下です。今のページの裏の面です。一番下の4番に、小金井市緑化に関する指導等基準ということで、表が出ているんですが、500平方メートル以上の開発行為・宅地造成に対して、敷地面積が200平方メートル以上の建築行為にまで指導できるというようなことだと解釈しているんですが、500平方メートルが一応基準ではあるけれども、たしか法規では市長や区長の裁量によって300平方メートルまでは引き下げることができるというような内容がたしかあったような気がするんですが、これを200平方メートルまで引き下げて指導とか、そういう開発行為に対してできるんでしょうか。

緑と公園係長 　事務局の小林です。

小木曾会長 　　お願いします。

緑と公園係長 　　現行と書かせていただいているところは、まちづくり条例に基づく指定開発事業につきましては、今まで500平方メートル以上、あとは宅地造成、あと1,000平方メートル以上の中高層の建築、建設事業について緑化の指導を行ってきたところです。

新たな基準につきましては、緑地保全及び緑化推進条例の規定に基づ

いた緑化指導になりまして、違う形で指導させていただくという形で条例の改正と新たな指導基準の制定を今回提案させていただいたものでございます。

小木曾会長      どうぞ。

鴨下委員      鴨下です。そうすると、ちょっと言葉のあやみたいになっちゃうんですが、緑化指導ということと開発許可といいますか、開発行為に関する許可というのは別の意味として捉えたほうがいいんでしょうか。

緑と公園係長   事務局の小林です。現行と書かれた、まちづくり条例は、開発許可の申請が必要になるものなので、緑化の基準を満たしていないと許可が下りないというような流れになります。

今回の新たな基準につきましては開発許可の中の届出ではなくて、建築確認申請の中で御協力をお願いするものという位置づけでございます。

鴨下委員      鴨下です。よろしいでしょうか。

小木曾会長      どうぞ。

鴨下委員      そうすると、この200平方メートル以上の建築行為に対して緑化指導を行えるというのは、強制力があるということではなくて、あくまでお願いということのような位置づけですか。

緑と公園係長   事務局の小林です。3の緑地保全及び緑化推進条例のところちょっと書かせていただいている条文を使わせていただくんですが、市長が指導できるという規定になっていまして、緑化をしなければならないという規定ではございませんので、強制力はそこまで強くはない規定になっております。

鴨下委員      分かりました。

小木曾会長      よろしいですか。

200平方メートルまでやるということは、かなりのところが対象になってくると思うので、慎重にやらなくてはいけないですけども、その仕切りがちゃんとできていればいいかなと思います。20条の、市長が定める基準に基づく緑化の指導というのが、4番のことになるということですか。

私も、200平方メートルにしたときにどうなのかなという基準を、改めて最後のページの内容を見させてもらったんですが、20%以上の緑化となると結構大変かなと思いましたが、ここに書いてあるのが、樹

冠面積というのがあるので、例えば移植した樹木などは樹高を直径とする円を樹冠面積とするとか、工夫していると思うので、樹冠面積と実際の地域の緑化面積とを合わせて緑化面積というふうに捉えているんですか。

緑と公園係長 すみません、ちょっと聞き取りづらくて。

小木曾会長 樹冠面積というのが、例えば木を覆っている範囲、上から見たら投影の面積だと思うんですけども、それと、実際に木々などが植わっている面積、地被類とか芝とかある、それを足したトータルの面積を緑化面積というふうに掲載できるということでしょうか。

緑と公園係長 そのとおりです。

小木曾会長 20%を超えればいいということですね。

皆さん、ほかに何かございますか。お願いします。

笠原委員 笠原です。4の小金井市緑化に関する指導等基準（新規）の適用範囲の右側の基準制定後のところですけども、敷地面積が200平方メートル以上の建築行為というのがちょっと私には理解できなかったんですが、文字が足りないんじゃないかというふうな気がしてしまして、もし私が入れるとすれば、敷地面積が200平方メートル以上の場所における建築行為とか。

小木曾会長 そういう御指摘ですが、どうですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。市として要綱を策定する中で、いろいろな担当する部署とも協議した中での表現となっておりますので、敷地面積が200平方メートル以上の建築行為という形で基準を制定させていただければなというふうには考えています。

小木曾会長 市の条例とか、いろんな基準を言われるときは、多分、法務関係というんですか、そういうところとも調整していると思いますが、そういうことでしょうか。

緑と公園係長 そのとおりです。

小木曾会長 そういうことだそうですね。一応これで読み取れるだろうと、そういう説明ですかね。

笠原委員 うまく説明してあげてください。

小木曾会長 ほかにございますでしょうか。小山さん、お願いします。

小山委員 小山です。資料9のところ、これから生け垣造成は3メートルでは

なく2メートルでも助成をして生け垣を作ってほしいということと呼びかけていくんだと思うんですけれども、1メートル規制緩和されることでどのくらい増えるという想定はされていますか。そこまではしていませんか。2メートルに増えて、これくらい増やそうという目標が本当はあったほうがいいだろうと思ったので、そのところがあるのかと思って、お尋ねさせていただきます。

それから、ちょっと確認ですが、その裏のページの、今の200平方メートル以上ですけれども、今、一軒で200平方メートルを超える家というのはそうそうないんですよ。この建築行為というのが、相続で広い面積が出てくると、そこを全部開発されれば200平方メートル以上ということになると思うんですけれども、これはそういうことで、2件とか3件で200平方メートルあった場合にはこれが当てはまるという考え方で、1件ではなくて、それでいいのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

それと、資料11で、今あったようなところで、指導基準が新しくできるということですが、先ほど樹冠の面積が含まれたりとかということで、原則は地面に植栽されている樹木というのが書いてあるんですけれども、それ以外に、第4条2項の(4)と(5)には屋上緑化とか壁面緑化ということも書かれていて、それは地面に植栽されているものよりも屋上緑化のほうは0.75を乗じるとか、壁面緑化のほうは0.6を乗じて得た面積というふうになっているんですけれども、0.75とか0.6にした理由というか、基準というものは何かあるんでしょうか。

これが大きければ大きいほど地面に植えなくても緑化の面積として認められるからというようなところで、逆のことが起きないように、地面に植えなくてもここにあればいいよねというようなことが起きないようにしていくような数字にしなければならぬのかな。かといって、私がどれくらいならいいのかというのは、案としてはないんですけれども、0.75とか0.6に決めた理由というのがあればお伺いしたいなというふうに思いました。

これで随分緑化できればいいなと思うのと、屋上緑化とか壁面緑化が増えることで、ヒートアイランドも少し防げるような対策になるのかな

というのも思いますので、とてもこれはきちんと指導していて、緑化の面積が増えるのはいいことだなと思いますので、そういうところで作ったものだと思いますので、そういう基準があればちょっとお伺いはしたいと思っていたので、お願いします。

小木曾会長 3つ、御質問等ございましたが、合わせてお願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。まず、生け垣造成奨励金の総延長の関係ですが、1メートル拡大したことによる見込みというところまで、ちょっと把握はできていないところではあるんですが、一般的な家庭の戸建て住宅であれば、2メートル程度であれば生け垣の設置が可能なんじゃないかというところから、他市の事例も参考にしながら2メートルにさせていただいたというふうなところなんです。

あと、緑化に関する指導等の基準の200平方メートル以上の考え方ですが、通常、小金井市だとおおむね120平方メートルぐらいが戸建ての一つの住居の面積が平均的な面積かなというふうに考えておりまして、他市の先進的な事例を見ましても、そこまで引き下げている自治体というのはないので、かなり強い緑化指導になってしまうというところもありまして、200平方メートル以上の建築行為に対して指導を行うということとしております。

近隣市だと、三鷹市だとか武蔵野市も200平方メートル以上の建築行為に対して指導を行っているというところもございますので、その辺りからも200平方メートル以上というふうにさせていただきました。

屋上緑化、壁面緑化の考え方につきましても、先進事例の武蔵野市さんだとか三鷹市さんも参考にしながら、その割合というものを定めさせていただいているところでございます。

以上となります。

小木曾会長 よろしいですか。大丈夫ですか。

ありがとうございました。

予定の4時をちょっと回っていますが、ほかにもございますか。

どうぞ。笠原さん。

笠原委員 笠原です。資料9で、生け垣造成奨励金の緩和はいいと思うんですけども、奨励金についてはここには書いていないんですが、小金井市も見たんですが、生け垣の場合、メートル当たり300円ということにな



っていますよね。ほかの市の状況はどうなんでしょうか。300円は安いのか、高いのか、適正なのか。うちも生け垣はあることはあるんだけど、300円をもらって申請したらいいのかどうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。すみません。手持ちの資料を持ち合わせていないので、他市の状況を今把握できていないので何とも申し上げられないんですが、それほど安いというふうには認識してはいなくて、各市と同等程度というふうな認識でございます。

笠原委員 ただ、3メートルの保存生け垣を維持していくと900円ですよ。お金のことを言っちゃいけないんだろうけれども、わざわざ手続をしたくなるかどうかというところがあるのかなという個人的な感想です。

小木曾会長 ありがとうございます。

近隣の事例とほぼ同じぐらいということだと思いますが、多分これは造成が3メートルから2メートルで、指定は6メートルですよ。だから、実際2メートルの生け垣を造っても保存生け垣にはならないんだけど、市としては極力小さいものでも生け垣を奨励して、奨励金を出して造ってほしいという意図だと思うんです。

いろいろありますが、少し緩和されて緑化が推進されるというふうには見えてきたと思うので、皆様、全体としてどういうふうこれをオーケーされるかどうかということで審議したいんですが、ほかに御意見がなければ。どうぞお願いします。

尾路委員 尾路です。資料9の、改正後の、樹木又は多年生のつる性植物のところですけども、具体的なイメージが湧かなかったんですが、例えば普通のブロック塀があって、そこにはい上っていくようなつる性植物が0.8メートル以上になったら、それは生け垣として認めていただけるというような形でしょうか。それとも、最初から0.8メートル以上の長尺のものを植えたらということでしょうか。

犀川委員 ちょっと意見があります。

小木曾会長 関連質問、お願いします。

犀川委員 いいですか。

小木曾会長 どうぞ。

犀川委員 犀川ですけども、その件について、何回か前の、この会だったんですけども、ブロック塀にイタビカズラというつるがはっていて、それ

を生け垣として申請されて、結局多数決でもってそれを認めなかったことがあるんです。見た目は生け垣と同じで緑になるんです、蔦が生えていて。どうして認めなかったかという、その理由は、当時、地震で小学生にブロック塀が倒れて死んだことがあったりしまして、生け垣とは認められないんじゃないかというふうになったんです。

私は今でもそれはそれでよかったと思うんですけども、ただ、最近、例えば東八道路というちょっと太い道路があったり、それから、三鷹駅の北側の道路を見るとフェンスにテイカカズラがはっていて、確かに生け垣になっているんです。ああいったものは、将来もし申請が出てきたらそれを認めるべきじゃないか、何しろ倒れないですから。ですから、ここではヨツメガキがどうのこうのとありましたけれども、そういったものが今後は出てくるかなと。生け垣にしてみれば幅を狭く造れるんですね。ですからきっといつか出てくるかなと思うんですけども、そういったものをこの会としては頭の中に入れておくべきかなと思います。

以上です。

小木曾会長      ありがとうございます。

犀川さん、前回、たしかこれは解除しちゃって、今までずっと申請を継続していた人だけでも、ブロック塀の壁面にイタビカズラがついているというのでは生け垣にならないということで一応解除したんです。私、もしこれがオーケーならば、その方にこういうのがオーケーになったので大丈夫ですよとお伝えするか、ブロック塀とか、基盤はどういう状況の場合にとか、何かそういうのが必要になるかもしれないですよ、つる性植物の場合は。それは、多分、何か考えられているんですか、具体的に。

犀川委員      いいですか。

小木曾会長      どうぞ。

犀川委員      私は、ブロック塀に蔦が絡んでいたら、それは認めたらいけないと思うんですよ。我々の大きな責任になります、何か事件が起きたとき。私はいんじゃないかというのは、ブロック塀じゃなくて、金網みたいな縦、縦、横、横になっている網にテイカカズラとか、ああいったものが結構長い距離にわたって生け垣になっているんですね。ああいったものが民間の各家庭に今後登場したら、それはやっぱり生け垣として認めた

ほうがいいんじゃないかなという、私の個人的な考えです。

小木曾会長 どうぞ。

犀川委員 一個人として、これだけ見ると、そういうのもいいのかなと思ってしまいそうなので、具体的な凡例とかはまた別途つけていただけるのかもしれないんですけども、全体的に市民に分かりやすいような形にしていただけるとありがたいなと思います。

小木曾会長 例えばブロック塀じゃなくてコンクリートの擁壁とかいろいろあると思うんですね、基盤は。ですから、防災的なことも含めて、基盤がちゃんとしているという前提で指定するとか、それが必要かもしれません。だから、この一言だけではちょっと難しいので、そこを市民が分かるように、かつ市としても後々問題にならないような指定をするということ的前提に基準を再度検討してほしいと、そういうことでしょうか。

小山委員 小山ですが、よろしいですか。

小木曾会長 小山さん。

小山委員 今回の資料9にあるのは、これは生け垣造成奨励金で、保存生け垣の奨励金じゃないんですね。なので、これは生け垣を新たに造るときに、今度は樹木だけじゃなくて多年性のつる植物でもいいということの、このところは、そういうことに変わるということですよ。

ということは、市としては多年性のつる植物でもいいよと言ったときの生け垣のイメージがどういうものなのかというのを御説明いただきたいのと、それから、もしそれを生け垣の造成として認めるのであれば、先ほど皆さんが議論をしているような保存生け垣についても、先ほど先生がおっしゃったような、フェンスに蔦とかつる性のものが絡まっているようなものも、きちんと保存生け垣として認めていくという方向性を市として持つということなのかどうなのか、その辺、ちょっと整理していただけたらと思います。

小木曾会長 その辺の議論はされていますか、市内で。

緑と公園係長 事務局の小林です。まず、生け垣造成奨励金の、つる性植物のイメージとといいますか、基本的には登攀性の上っていくような造りのものを設置した場合の奨励金だというふうに認識しておりまして、それが資材として80センチ以上あれば、その対象になるというような考え方でいます。

あとは、保存生け垣のブロック塀の考え方ですけれども、市としては倒壊のおそれがあるかないかは気になるころではあるんですが、倒壊のおそれのあるようなブロック塀に関してなかなか認めづらいなというところもありまして、基本的にはフェンスのようなものについて、つる性の植物については保存生け垣として今後は認めていきたいなというふうには考えています。

小木曾会長        ということですかね。

今、上中さん、手を挙げられていました。

上中委員        上中ですが、今の関連で言うと、これは指定が改正された後の周知の仕方というのは、何か小金井市の広報に載ったりとか、イラスト入りのチラシとかそういうのは考えられているんですか。

緑と公園係長    事務局の小林です。緑化の手引きというものを新たに作成しまして、緑化の推進を進めたいというふうに考えていまして、パンフレットのようものを市のほうで作らせていただいて、市報、市のホームページ等で周知を図っていきたいというふうに考えています。

上中委員        分かりました。

小木曾会長        1個だけ確認ですが、小山委員が言われたのは、造成については、つる性はオーケーだけれども、保存の奨励はつる性はないというふうに言われていたんですが、今の、事務局からは保存についてもつる性はあるというふうに聞こえましたけれども、そっちのほうでよろしいんでしょうか。

緑と公園係長    つる性も認めていきたいというふうに考えています。

小木曾会長        ちょっとどこかで表現しないと、その辺、読み取りにくいですね。一番最初は造成のほうに見えますから。つる性植物についても認めるとか。ということは、イタビカズラを解除した人は可能性が出てくるということですかね。

どうでしょう。ほかにございますか。新たな改定なので。

どうぞ、笠原さん。

笠原委員        笠原ですけれども、単純な話ですけれども、資料9の改正項目で、造成する生垣の範囲に玄関、駐車場等の出入口がある場合、明記なしが、改正後は生け垣の延長が連続しているものとみなすということは、玄関、入り口が2メートルあったら、それも左右隣に生け垣があったら、生け

垣に含まれるということですか。

真ん中に2メートルの玄関、門があったら、そこは生け垣じゃないとすると。そうすると残りが4メートル、4メートルになるわけですよね。

緑と公園係長 そうです。

笠原委員 そうすると、8メートルになるのか、これだと生け垣の延長が連続しているものとみなすとすると、10メートルがそのまま計算の対象になると読めないですか、これは。

緑と公園係長 そういうことではなくて、玄関部分は、当然生け垣は造成していないので、造成の費用をお出しすることはできません。

笠原委員 生け垣の延長が連続しているものとみなすというのはどういう意味だろうな。

小木曾会長 一体としてみなすという意味じゃないでしょうか。2つあっても一体としてみなして8メートルという解釈。

でも、どちらにしても2メートルしか出ないですよね。

緑と公園係長 そうです。2メートル以上、1メートル、1メートルです。

小木曾会長 そういうことですよね。

緑と公園係長 はい。

小木曾会長 保存の場合も、それはそれぞれの、3メートル、3メートルならいいよとか、そういうことですね。

緑と公園係長 そのとおりです。

小木曾会長 分かりました。

よろしいですかね。大分出尽くしたようでございますが、ほかに何か御意見ございますか。

ほかになれば、全体を通して構いませんが、特にないようでしたら、本日の全てを終了したいと思います。いかがですか。大丈夫でしょうか。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局より何かございますでしょうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。様々な意見をいただきましてありがとうございます。丁寧に説明しなければ伝わらないところもあるかと認識しましたので、周知に際しては資料を丁寧に作らせていただいて周知できればと考えています。

先ほど説明させていただいたとおり、条例のパブリックコメントを1月1日から1か月間、出させていただきます。それに伴って、次回の緑地保全対策審議会につきまして、パブリックコメントでいただいた御意見も併せて御確認いただいて、条例改正を進めさせていただければなというふうに考えておりますので、次回、場所は第二庁舎の801会議室で、12月24日の午後2時から開催させていただければと考えていますので、大変恐縮ですけれども、よろしく願いいたします。

小木曾会長　　本日は、これをもって令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

―― 了 ――

## 令和 3 年度第 1 回小金井市緑地保全対策審議会意見対応

下線が対応方針緑化に関する指導等基準

## ○鴨下委員

500㎡以上の開発行為・宅地造成に対して、敷地面積が200㎡以上の建築行為にまで指導できるというようなことになるということであるが、500㎡が一応基準ではあるが、たしか法規では市長の裁量によって300㎡までは引き下げることができるというような内容がたしかあったような気がするが、これを200㎡まで引き下げて指導をできるのか。

- 都市緑地法第34条に規定する「緑化地域制度」は、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、緑化推進する必要がある地域として都市計画決定した地域では、1,000㎡以上の建築物の新築又は増築の場合には、20%以上の緑化を求めることとしているが、本市では、緑化地域として都市計画決定している地域はない。

したがって、小金井市緑地保全及び緑化推進条例及び緑化に関する指導等基準に基づき、200㎡以上の建築行為に対して緑化指導する。

保存生け垣

## ○小山委員

フェンスに蔦とかつる性のものが絡まっているようなものも、きちんと保存生け垣として認めていくという方向性を市として持つということなのかどうなのか、その辺、ちょっと整理してほしい。

- 生け垣造成奨励金と同様に以下の条文を追加する。

外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取りついた多年生のつる性植物であって、相互の葉が触れ合う程度（1メートルにつき3本以上）に1列以上に植栽されているもの

生け垣造成奨励金

## 1 生け垣の種類

## ○尾路委員

生け垣の種類の種類又は多年生のつる性植物のところについて、具体的なイメージが湧かなかつた。例えば普通のブロック塀があつて、そこには

い上っていくようなつる性植物が0.8メートル以上になったら、それは生け垣として認めるのか。それとも、最初から0.8メートル以上の長尺のものを植えたらといいのか。

○犀川委員

三鷹駅の北側の道路を見るとフェンスにテイカカズラがはっついて、確かに生け垣になっている。将来もし申請が出てきたらそれを認めるべきじゃないか。ブロック塀に蔦が絡んでいたら、それは認めたらいけないと思う。ブロック塀じゃなくて、金網にテイカカズラのようなものを生け垣として認めたほうがいい。全体的に市民に分かりやすいような形にしていただけだとありがたいと思う。

○小木曾委員

例えばブロック塀じゃなくてコンクリートの擁壁とかいろいろあると思うが、防災面も考慮して、基礎がちゃんとしているという前提で指定するなど、必要であると思う。

➤ 生け垣の種類は、高さが0.8メートル以上の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた多年生のつる性植物であって、相互の葉が触れ合う程度（1メートルにつき3本以上）に1列以上に植栽されているものとする。

ブロック塀やコンクリートブロックは、建築基準法に適合している構造であっても、地震時の倒壊により、通行人への危険を及ぼすだけでなく、避難路や救助活動の妨げになる可能性があるため、金網等の「フェンス」に限定する。

## 2 生け垣が接する道路について

○鴨下委員

生け垣が接する道路ということで、改正前と改正後の道路の説明があるが、この両方をうまく比較できないが、改正後の小金井市地域防災計画に位置付けた避難路というのは、改正前の幅員4メートル以上及び幅員4メートル未満の、この道路は全て含まれるという意味でよいか。

○小木曾会長

一般の方にはこの記載で分かるのか。地域防災計画に位置付けた避難路。建築基準法の4メートルとか関係なく、人が通れて、要は既存不適格の建



物でも人が通ればその道路もオーケーということか。

○犀川委員：具体的に数値を入れて、3.5メートルでも可とか数値が入っていれば分かりやすい。

- 接道要件を大幅に緩和し、道路幅員が4 m未満の建築基準法第42条第2項に該当する道路の場合、道路の中心線から2 mの位置より外側に設置されている生け垣は、助成対象としない。それ以外、敷地内の生け垣は、助成対象とする。

### 3 生け垣と道路の間の遮蔽物の設置について

○笠原委員

生け垣と道路の間の縁石等の設置は、なぜいけないのか。高さは0.4メートル以下で倒壊の恐れがない遮蔽物は設置可ということの中の、遮蔽物に縁石も含まれるということか。ここは具体的に遮蔽物としか書いていないから、縁石は含まないと読むのが普通じゃないのか。

○犀川委員

文章全体を上と下とを入れ替えると分かりやすいと思う。先に、0.4メートル以下の倒壊の恐れがない遮蔽物は設置可としておいて、不可のほうは後からつけたほうが分かりやすい。

○小木曾会長

これは緩和する改正であるのに、よく分からないので、もったいない。誤解のないような表現で分かりやすくお願いしたい。

○犀川委員

絵でも入れておいて、こういうのはいいとか悪いとか、漫画のようなものを入れておくといいんじゃないか。

- 原則、生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこととする。ただし、高さが0.4メートル以下かつ堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置できるものとする。

小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）及び  
小金井市緑化に関する指導等基準（案）に対するパブリックコメント  
結果について

小金井市市民参加条例第 15 条による「小金井市緑地保全及び緑化推進  
条例の一部を改正する条例（案）」及び「小金井市緑化に関する指導等基準  
（案）」に対する市民提言制度（パブリックコメント）の実施結果は、下記  
のとおりである。

## 記

### 1 施策名称

- (1) 小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）
- (2) 小金井市緑化に関する指導等基準（案）

### 2 意見の募集方法

- (1) 意見募集期間  
令和 3 年 1 1 月 1 日（月）から 1 1 月 3 0 日（火）まで
- (2) 意見提出方法  
窓口持参、郵送、ファクス又は電子メール（専用フォーム）

### 3 意見の提出状況

本件に対する御意見はなかった。

## 緑化保全及び緑化推進に係る規定の整備について

- 1 小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）

資料 10 のとおり、市民及び事業者に対し、緑化の指導及び助言をできる規定を追加する。

なお、第 6 条第 2 項の改正は、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第 2 条第 1 項に規定する保存樹又は保存樹林及び同条第 3 項各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用除外とする規定は、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則に規定していた条文である。適用除外の規定は、条文にて規定するものであるため、本改正に伴い規定を整備するものである。
- 2 小金井市緑化に関する指導等基準（案）

資料 11 のとおり、今まで緑化対象でなかった敷地面積が 2 0 0 m<sup>2</sup>以上の民間施設等の建築行為等に対して、緑化に関する基準及び緑化指導の手続きについて、新たに基準の整備をする。

なお、関係部署と協議した結果、資料 11 の下線部を修正した。
- 3 小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則の一部を改正する規則(案)

緑化の保全及び推進を図るため、市内の緑化を更に推進し、快適な生活環境を確保するため、保全緑地の指定要件を緩和する。

  - (1) 環境緑地の面積  
(改正前) 5 0 0 m<sup>2</sup>以上 → (改正後) 3 0 0 m<sup>2</sup>以上
  - (2) 公共緑地の面積  
(改正前) 5 0 0 m<sup>2</sup>以上 → (改正後) 3 0 0 m<sup>2</sup>以上
  - (3) 保存樹木の幹周  
(改正前) 1 . 5 m 以上 → (改正後) 1 m 以上
  - (4) 保存生け垣
    - ア 生け垣の種類・高さ  
(改正前)
      - ・樹木の高さが 1 m 以上

- ・相互の葉が触れ合う程度に一列以上に植栽されているもの  
(改正後)
- ・高さが0.8m以上の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取りついた多年生のつる性植物
- ・相互の葉が触れ合う程度(1メートルにつき3本以上)に一列以上に植栽されているもの

イ 総延長

(改正前) 10m以上 → (改正後) 5m以上

ウ 生け垣の範囲に玄関、駐車場等の出入口がある場合

(改正前) 明記なし

(改正後)

出入口の左右にある生け垣の延長が連続しているものとみなし、生け垣が植栽されている延長を補助金の対象とする。

4 小金井市生け垣造成奨励金交付要綱の一部を改正する要綱(案)

緑化を推進及び安全で快適な生活環境の確保について、更なる充実を図るため、生け垣造成時の助成要件を緩和する。

ア 生け垣の種類・高さ

(改正前)

- ・樹木の高さが1メートル以上
- ・相互の葉が触れ合う程度に一列以上に植栽されているもの

(改正後)

- ・高さが0.8メートル以上の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取りついた多年生のつる性植物
- ・相互の葉が触れ合う程度(1メートルにつき3本以上)に一列以上に植栽されているもの

イ 総延長

(改正前) 3メートル → (改正後) 2メートル

ウ 造成する生垣の範囲に玄関、駐車場等の出入口がある場合

(改正前) 明記なし

(改正後)

出入口の左右にある生け垣の延長が連続しているものとみなし、生け垣が植栽されている延長を奨励金の対象とする。

エ 生け垣の設置場所

(改正前)

一般の通行に供される幅員4メートル以上の道路又は市が管理する幅員4メートル未満の建築基準法第42条第2項に該当する道路

(改正後)

申請者の敷地内に設置するもの。ただし、建築基準法第42条第2項に該当する道路に接する場合は、セットバックした境界線の内側に設置するものに限る。

オ 生け垣と道路の間の縁石等

(改正前) 明記なし

(改正後)

原則、生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。ただし、高さが0.4メートル以下かつ堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置できるものとする。

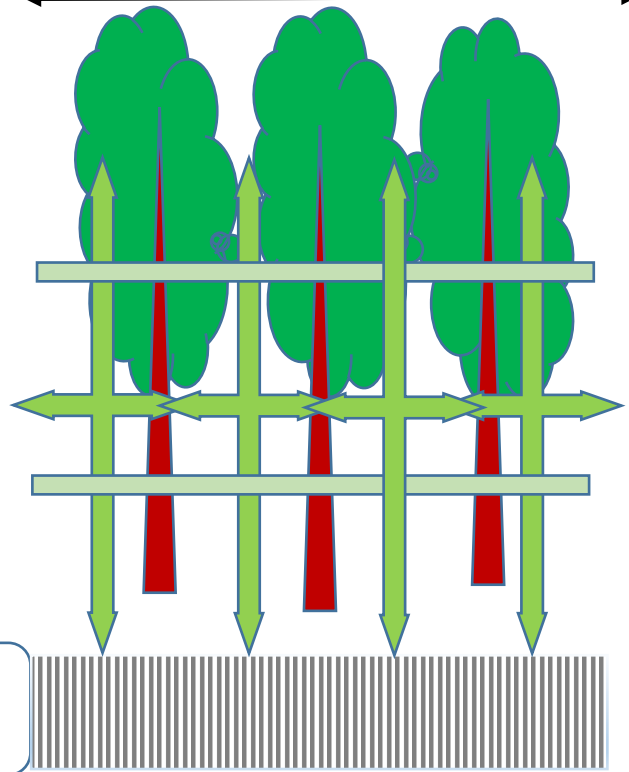
## 生け垣造成奨励金の助成対象

1 生け垣の種類・高さ・延長

2 m以上

植栽する樹木

高さ80cm以上



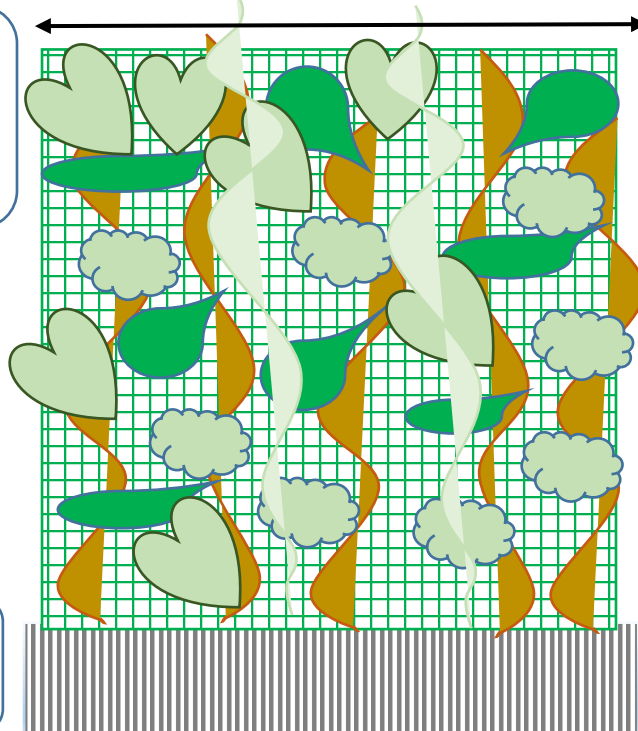
遮蔽物（縁石、ブロック等）

高さ40cm以下

多年生のつる性植物

高さが30cm以上の金網等の  
フェンスに取り付いたもの

2 m以上

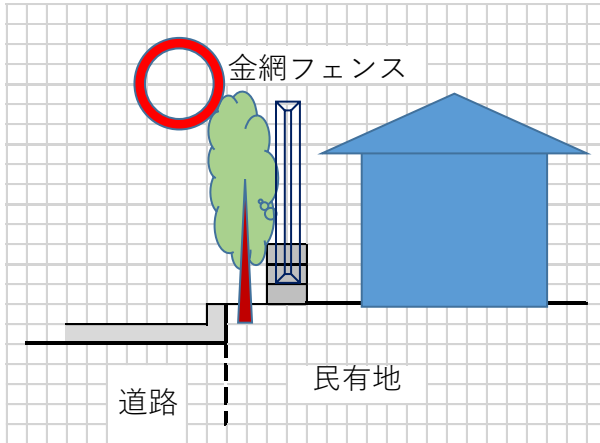


遮蔽物（縁石、ブロック等）

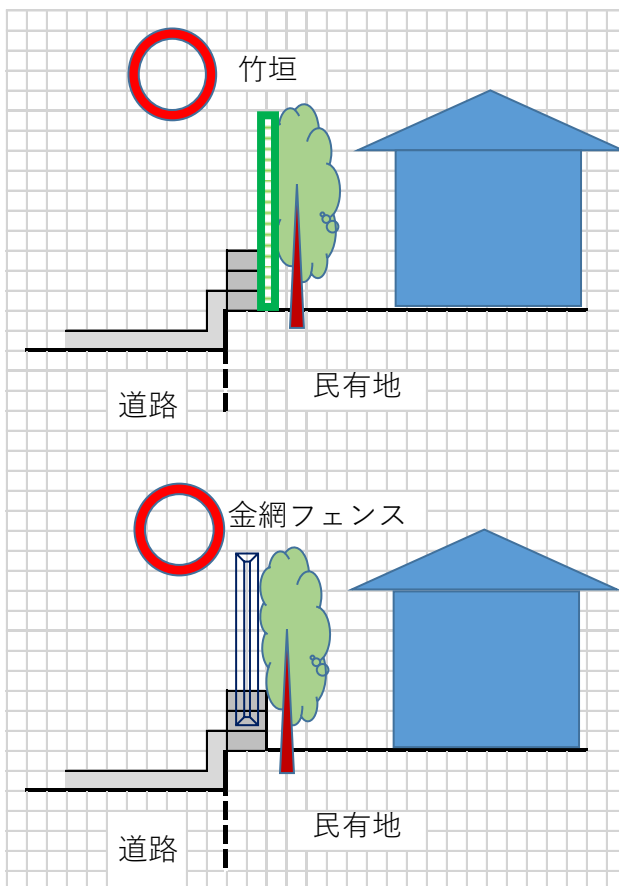
高さ40cm以下

## 2 金網フェンス等と道路との位置関係

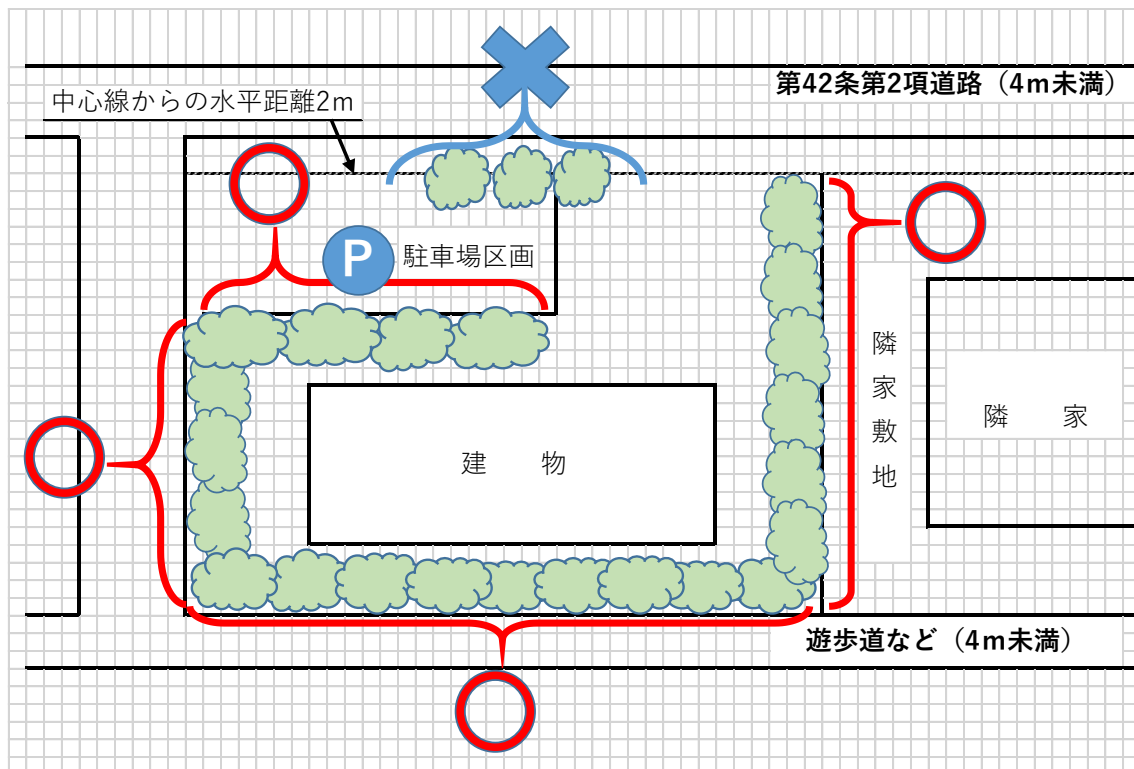
### (1) 生け垣と道路が接する場合



### (2) 生け垣と道路の間に竹垣や金網フェンスがある場合



### 3 生け垣の設置場所



※ 道路幅員が4 m未満の建築基準法第4 2条第2項に該当する道路の場合、道路の中心線から2 mの位置より外側に設置されている生け垣は、助成対象としない。



小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項に規定する保存樹又は保存樹林及び同条第3項各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（民間施設の緑化の指導等）

第20条 市長は、事業者に対し、市長の定める基準に基づき緑化の指導及び助言を行うことができる。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保全緑地の指定)</p> <p>第6条 省略</p> <p><u>2 前項の規定は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項に規定する保存樹又は保存樹林及び同条第3項各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。</u></p> <p><u>(民間施設の緑化の指導等)</u></p> <p><u>第20条 市長は、事業者に対し、市長の定める基準に基づき緑化の指導及び助言を行うことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第21条 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(保全緑地の指定)</p> <p>第6条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 省略</p>	<p>保全緑地の指定の適用除外に係る規定の追加</p> <p>緑化の指導等に係る規定の追加</p>

## 小金井市緑化に関する指導等基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、小金井市緑地保全及び緑化推進条例(昭和58年条例第13号。以下「緑化条例」という。)第18条から第20条までに規定する緑化に関する基準について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築行為 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいう。
- (2) 敷地面積 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。
- (3) 建築面積 政令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
- (4) 床面積 政令第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。
- (5) 緑化面積 樹木等で覆われている部分の面積をいう。
- (6) 樹冠面積 樹木の枝葉(徒長枝を除く。)の広がりである樹冠を地表面に真上から投影した敷地面積をいう。
- (7) 高木 植栽時に樹高2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが3メートル以上あるものをいう。
- (8) 中木 植栽時に樹高1.2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが2メートル以上あるものをいう。
- (9) 低木 前2号に掲げる樹木以外で植栽時に高さ0.3メートル以上ある樹木又は竹(ササ類を除く。)をいう。
- (10) 生け垣 植栽時の樹高が0.6メートル以上の樹木を、四つ目垣その他これと同等の樹木と組み合わせ、かつ、樹木の葉が互いに触れ合う程度に密集して植栽したものをいう。
- (11) 地被植物 芝、リュウノヒゲ、ササ類、シダ類等の植物をいう。
- (12) ツル植物 ツタ類、カズラ類等の植物をいう。
- (13) 草花 1年草、2年草、多年草、宿根草等の植物をいう。
- (14) 屋上 建築物の屋根部分で出入り可能な部分(屋上駐車場及びブルーバルコニー等を含む。)をいう。

(15) 壁面 建築物の外壁部分で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいう。  
(適用範囲)

第3条 この基準は、敷地面積が200平方メートル以上の建築行為で、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用する。ただし、建築行為のうち増築、改築又は移転を行う場合で、当該建築物に係る床面積の合計が50平方メートル未満の事業に該当する場合は、適用しない。

(緑化の基準)

第4条 建築行為を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、敷地面積から建築面積を除いた面積の20パーセント以上の緑化面積を確保するものとする。この場合において、緑化面積とは、原則として地面に植栽されている樹木、地被植物及び草花の植栽面積並びに樹冠面積の合計面積とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目は、それぞれ当該各号に定める面積を緑化面積とすることができる。この場合において、算出に用いる数値は、当該緑化の完了時のものとする。

(1) 高木 1本当たり3平方メートルの円を樹冠面積とする。ただし、高さが3メートル以上のものについてはその高さの7割を直径とする円を樹冠面積とし、移植を含む既存樹木はその樹高を直径とする円を樹冠面積とする。

(2) 中木 1本当たり2平方メートルの円を樹冠面積とする。

(3) 生け垣 接道部の生け垣については、その延長に幅を乗じて得た面積とする。

(4) 屋上緑化 屋上に植栽された樹木等の緑化面積に0.75を乗じて得た面積とする。

(5) 壁面緑化 壁面に植栽されたツル植物の植栽延長に0.6を乗じて得た面積とする。

(6) 駐車場緑化 50パーセント以上が地被植物で覆われる形状の駐車場を対象として、当該駐車場の面積に0.5を乗じて得た面積とする。

3 前2項の規定にかかわらず、敷地の用途、形状その他の事情により緑化が困難と市長が認める場合は、この限りでない。

(計画書の提出)

第5条 事業者（市を除く。以下同じ。）は、建築行為を行う前に、あらかじめ緑化計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 緑化計画書には、案内図、緑化計画平面図（植栽面積、緑化延長及び樹高を記入

したものとする。) 及び植栽樹木等一覧表 (様式第 2 号) を添付するものとする。

(完了報告書の提出)

第 6 条 事業者は、緑化計画書に基づく緑化が完了したときは、速やかに緑化完了報告書 (様式第 3 号) に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 前項の緑化完了報告書には、緑化完了平面図及び緑化完了写真を添付するものとする。

(緑化の維持管理)

第 7 条 事業者又は事業者から新たに土地もしくは建築物の所有権を取得した者は、緑化条例第 3 条の規定に基づき、緑化計画書により整備した緑地の適正な維持管理に努めるものとする。

付 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式・・・省略